

「事務・事業の在り方に関する意見」の実施状況

平成18年5月19日

内閣官房地方分権推進室

社会保障..... 1

教育・文化..... 1 2

公共事業..... 1 9

産業振興..... 4 0

治安その他..... 4 7

社会保障

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
(1) 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進 ○ 総合化等が可能な範囲の周知徹底【平成14年度中に実施】 保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能となっている。 住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方公共団体の取組みを支援するため、これらの事務所の統合等が可能である旨の通知を平成14年度中に発出し、周知徹底を図る。	都道府県等に、保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能である旨の通知を下記の通り発出し、周知徹底を図った。 ・「保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について」 (平成15年3月28日付厚生労働省健康局総務課長通知) ・「保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所の統合等について」 (平成15年3月31日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知) ・「児童相談所運営指針の改正について」 (平成14年12月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ・「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」 (平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ・「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」 (平成15年3月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (厚生労働省) (参考) 統合施設となっている保健所の割合 58.5%(平成17年4月1日現在)	
○ 総合化・統合化事例の集積と紹介【平成15年度中に実施】 地方の総合行政に関する取組みについて、平成15年度に調査を行い、効果を上げている事例を事例集として地方公共団体向けに公表することにより、地方の総合行政に関する取組みの参考に供する。	平成15年11月に地方の総合行政に関する取組みについて調査を行い、効果を上げている事例を事例集として取りまとめ、平成16年3月に地方公共団体向けに公表。(厚生労働省)	
○ 教育・警察行政との連携・人事交流【逐次実施】 福祉行政が教育行政や警察行政などと連携を図りながら施策を進める必要性が高まっていることから、特別支援教育(教育上特別な支援を要する障害のある児童生徒に対する教育)、児童虐待などの分野を中心としてこれらの行政分野との連携を更に進め、福祉行政の活性化を図る。	国及び地方公共団体は児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護・自立の支援等を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化等のために必要な体制の整備に努めなければならないとする「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第30号)が議員立法により第159回国会において成立した。 この改正法においては、児童相談所長等は必要に応じて適切に、警察署長に対して援助を求めなければならないこと、その場合、警察署長は必要と認めるときは速やかに所属警察官に措置を講じさせるよう努めなければならないこととされている。 また、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対応できるよう児童相談体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成16年法律第153号)が第161回国会において成立した。 この改正法においては、虐待を受けた児童など要保護児童に関する情報等を共有し、適切な連携の下で対応できるよう、警察、教育、福祉、医療などの関係機関等も参加する要保護児童対策地域協議会について法的に位置づけたところである。この法律の成立を受け、同協議会を円滑に設置し、適切に運営するための指針を策定し、都道府県及び指定都市あてに発出した。 さらに、児童虐待に関する通告・情報提供の促進と関係団体等との連携強化など、総合的な児童虐待防止対策の取組の推進を図るため、国においては、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、最高裁判所やその他関連団体で構成される「児童虐待防止対策協議会」を設置している。	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	なお、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定める「発達障害者支援法」(平成16年法律第167号)が議員立法により第161回国会において成立した。 この法律においては、国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うこととされている。(厚生労働省)	
○ 児童虐待等についての市町村の役割の強化【平成17年度までを目途に検討・結論】 件数が大幅に増加している児童虐待等については、都道府県、政令指定都市に置かれる児童相談所を中心として対応がなされているが、児童虐待の防止等に関する法律の見直し結果(平成16年秋を目途)も踏まえ、児童虐待の早期発見、発生予防等を進める観点から、市町村の役割の強化について検討を行い、平成17年度までを目途に結論を得る。	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所に通告しなければならないこととする「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第30号)が議員立法により第159回国会において成立した。 また、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待などの問題に適切に対応できるよう児童相談体制の充実等を行う「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成16年法律第153号)が第161回国会において成立した。 具体的には、児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化することとしている。また、各市町村において相談援助活動が適切に実施されるよう「市町村児童家庭相談援助指針」を策定し、都道府県及び指定都市を通じて管内の市町村等に周知を図った。 平成16年の児童福祉法改正においては、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施という観点から、中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に置きつつ、政令で個別に指定した市については、児童相談所の設置を認めることとしたところである(平成18年4月1日施行)。これにより、平成17年11月24日、横須賀市と金沢市の2市を児童相談所設置市に指定したところである。(厚生労働省)	
〔幼保一元問題〕 ○ 事例の紹介、厚生労働・文部科学省間協議の継続【逐次実施】 地方の幼稚園・保育所の運営の参考に供するために、幼稚園と保育所の連携事例について平成14年4月からインターネットによる事例紹介を行っているが、今後、一体的運営・施設の統合の事例紹介などについて充実を図るとともに、施設・職員の配置基準等についても地方からの具体的要望を受け、幼保の一体的運営を可能な限り容易にする方向で厚生労働、文部科学両省の協議を進めていく。	厚生労働省と文部科学省との間で保育所と幼稚園の連携や資格の相互取得の促進等について協議を進めているところである。 平成14年12月、「幼稚園と保育所の連携事例集」を作成し、関係者に配布した。平成17年5月現在、幼稚園と保育所の共用化施設数は355件(累計)である。 また、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」については、文部科学省・厚生労働省において、平成16年5月から中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、平成16年12月24日付けで基本的な在り方について「審議のまとめ」をとりまとめた。 平成17年度には、総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等について検討するため総合施設モデル事業を全国35箇所を実施した。この実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、就学前の子どもに関する教育及び保育並びに子育て支援事業の総合的な提供を行う幼稚園、保育所等の認定制度(いわゆる「認定こども園」制度)を設けることなどを内容とする「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を国会に提出したところである。制度の施行は平成18年10月1日を予定している。(文部科学省・厚生労働省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等【平成15年度中に検討・一定の結論】 幼稚園教諭、保育士の養成課程については、両資格を取得しやすくなるよう見直された新カリキュラムが平成14年度から施行されているが、資格の一元化に向けた動きを一層促進する観点から、幼稚園教諭資格を持つ者が保育士資格を取得しやすくなる方法について、平成15年度中に検討し早期に結論を得る。 また、当会議としては、次に述べる制度の一元化の環境整備を図る観点から、両資格の一元化等に向けた更なる検討を強く求める。	幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の筆記試験科目の発達心理学及び教育原理並びに実技試験の保育実習実技を免除できることについて、平成15年12月に措置した。（「保育試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号）） また、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得する方策として、平成17年度から新たに幼稚園教員資格認定試験を実施した（平成17年5月24日文科科学省告示第73号）。平成18年度も引き続き実施予定。（文部科学省・厚生労働省）	
○ 幼稚園・保育所の制度の一元化【継続的検討】 地域における幼保の一体的運営の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼保の制度そのものの一元化について検討を行う。 当会議としては、地方からの強い一元化要望や地域における子供の養育の実態等に鑑み、本件については根本にある児童福祉法等に基づく国の関与の在り方にまで遡って検討を行い、同時に補助負担事業見直しの側面から保育所運営費負担金制度等の見直しも念頭に置くべきと考える。	構造改革特区において、保育所・幼稚園の共用化施設で合同活動を実施するために設けられていた以下の特例について全国化。 ・幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業 ・幼稚園と保育所の保育室の共用化事業 ・保育所児と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業 ・保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業 （「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日17文科初第262号・雇児発第0513003号）） また、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した「総合施設」については、文部科学省・厚生労働省において、平成16年5月から中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、平成16年12月24日付けで基本的な在り方について「審議のまとめ」をとりまとめた。 平成17年度には、総合施設における教育・保育の内容、職員配置、施設の設備の在り方等について検討するため、総合施設モデル事業を全国35箇所を実施した。この実施状況も踏まえた上で具体的な制度設計を行い、就学前の子どもに関する教育及び保育並びに子育て支援事業の総合的な提供を行う幼稚園、保育所等の認定制度（いわゆる「認定こども園」制度）を設けることなどを内容とする「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を国会に提出したところである。制度の施行は平成18年10月1日を予定している。 その他、平成16年度予算から、公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化し、一般財源化所要額は所得譲与税により税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入した。これに伴い市町村は、この財源を認可保育所だけではなく、認可外保育施設にも使用したり補助できることとなった。（文部科学省・厚生労働省）	
（2）民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築 ○ 公設民営に関する周知【平成15年度に実施】 社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、平成15年度にその調査結果を地方公共団体に対して周知を行うことにより地方公共団体による多様な公設施設の運営を支援する。 この他、PFI制度を活用した公設民営については、まだ実績が少ないことから、地方公共団体向けのマニュアル等の作成、担当者を集めた研修会の開催などを継続的に行うことにより地方の取組みの参考に供する。	平成15年11月より社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行っており、調査結果を地方公共団体に対して周知した。なお、PFI方式による施設整備及び運営を決定している施設数については、平成16年度で4件、平成17年度以降で10件となっている。 また、地方公共団体を対象とした担当者会議（平成15年3月、平成16年3月、平成17年3月、平成18年3月）において、保育所の公設民営方式の促進に関して、これまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を行った。 平成17年度において「PFIを活用した介護サービスを中心とする複合型施設の整備の促進に関する検討調査」を行っており、これまでの事例における課題やその解決策を調査・検討し、その報告書について平成18年度夏頃を目途に地方公共団体に配布することとしている。（厚生労働省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 民間主体の一層の事業参入【逐次実施】 在宅福祉やケアハウス、保育所などNPOや民間企業の参入が可能となっている分野において、地方からの要望も踏まえ、多様な事業主体による多様なサービス供給が行われるよう支援を行っていく。	保育所については、地方公共団体を対象とした担当者会議（平成15年3月、平成16年3月、平成17年3月、平成18年3月）において、設置主体や施設基準に関するこれまでの規制緩和措置を周知徹底した。 株式会社による特別養護老人ホームの運営について、平成15年4月から構造改革特区において、利用者の保護に配慮し、地方公共団体が十分関与できる方式である公設民営又はPFI方式により可能とした。具体的事例としては、現在、公設民営方式として、岩手県一戸町及び北海道乙部町の2件が認定されており、いずれも平成17年4月に事業を開始している。なお、公設民営方法については、今後は指定管理者制度を活用することにより、全国において実施していくこととしている。 障害福祉サービスについては、平成18年10月より施行される障害者自立支援法により、社会福祉法人以外の法人も運営が可能となるところである。 また、社会福祉施設（国庫補助対象事業施設）について、地域再生計画の申請があり、その申請が一定の要件を満たす場合には、NPO法人等への無償による貸与又は同一事業者による公共的施設（国庫補助の対象であるものに限る。）への転用を可能とし、既に5件転用が行われている。（厚生労働省）	
○ 保育所の公設民営の促進【措置済み】 平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社等による保育所の運営を可能にするとともに、平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨を児童福祉法に規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。	平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃した。 平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。 平成14年3月に、公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示した。 平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催した。 地方公共団体を対象とした担当者会議（平成15年3月、平成16年3月、平成17年3月、平成18年3月）において保育所の公設民営方式の促進に関してこれまで講じてきた促進策や設置認可状況、公設民営保育所の設置状況等について、周知徹底を図った。 平成16年7月に、公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等にPFI方式を活用して保育所を設置する場合の取扱いを示した。 公設民営保育所 業務委託型398件 施設貸与型190件【累計】（平成17年4月現在） （厚生労働省）	
○ 公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】 民間企業等によるケアハウスの設置・運営を可能にするとともに、平成13年度第1次補正予算において、PFI法に基づく選定事業者が公設民営型ケアハウスの設置を行う場合の買取り費用について国庫補助の対象としている。	東京都杉並区（2ヶ所）、東京都中央区、千葉県市川市、愛知県高浜市、福井県鯖江市及び山口県山陽町の7ヶ所において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等を設置し、運営を行っている。（厚生労働省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 水道事業に関する業務委託【措置済み】 平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としている。	厚生労働大臣認可事業者においては、20件の業務委託が実施（平成18年5月10日現在）されており、都道府県認可事業者については、24件の業務委託の実施を把握（平成17年6月30日現在）している。 平成14年3月に、厚生労働省より水道事業等の第三者委託制度の対象業務の考え方についてとりまとめ、市町村等へ通知を行ったほか、海外での水道事業についての様々な官民連携の動きについても紹介を行っている。今後とも、民間セクターとも連携しつつ、実際の第三者委託事例等を踏まえた委託実施の手引書の作成を行う等、水道事業者等における第三者委託制度の積極的な活用が図られるよう必要な支援を行う。 また、平成16年6月にとりまとめられた水道ビジョンにおいては、第三者委託制度の活用等により、関係者の多様な連携による運営形態の最適化を進め、水道の運営基盤強化を図るとしており、平成17年度から検討調査を開始したところである。水道事業者が運営形態を最適化するための手法について平成19年度を目途にとりまとめることとしている。（厚生労働省）	
(3) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し 〔行政組織に関する必置規制の見直し〕 ○ 児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討【平成16年を目途に検討・結論】 児童福祉サービスの提供体制について、都道府県や政令指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、平成13年12月から社会保障審議会児童部会で行われている議論を踏まえながら子どもを取り巻く環境の変化に対応するよう見直しを進め、平成16年を目途に結論を得る。	「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成16年法律第153号）において、児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化することとした。また、政令で定める市は児童相談所を設置できることとするなど、全体として地域における児童相談体制の充実を図ることとした（改正規定の施行日：平成17年4月1日、政令設置市における児童相談所の設置については平成18年4月1日）。 児童福祉司の任用資格については、多様な背景に由来する虐待という困難な事例に対応するためには、より幅広い視点を持つことが重要であるとの観点から、専門性の確保を図りつつ、人材登用の幅を広げる見直しを行った。 なお、平成15年11月17日に取りまとめられた社会保障審議会児童部会報告書においては、児童相談所及び児童福祉司の必置規制の見直しについて慎重な検討が必要とされている。（厚生労働省）	
〔職員に関する必置規制の見直し〕 ○ 任用資格の在り方の見直し【平成18年度までを目途に実施】 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格について、より一層の活用を図る観点から任用に係る効率的な研修制度の在り方を含め検討を行い、身体障害者・知的障害者福祉制度に係る次期見直し（平成18年度までを目途）の際に措置する。	身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の任用資格の在り方については、平成15年度から施行された支援費制度の実施状況及び障害保健福祉制度の全体の見直しを勘案しつつ、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の高い専門性及び障害種別を超えた任用資格の在り方を含めた検討を平成18年度までを目途に行う。（厚生労働省）	
○ 社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【平成14年度を目途に検討・結論、平成15年度を目途に実施】 社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する。	厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成15年3月4日）において、地方分権改革推進会議の意見等を踏まえ、人事の弾力的な運用・活性化を図る観点から、採用時・異動時において資格を有さない者を配置することはやむを得ないものとする等との取扱方針を示し関係部局等への周知徹底を依頼するとともに、社会福祉主事の活用方策等についての関係課長通知を发出（平成15年6月10日付厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）。（厚生労働省）	
○ と畜検査員の在り方の見直し【平成15年を目途に実施】 牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、食肉の安全性を確保するために獣医師が機動的にと畜検査に関われるように、食品安全対策の見直しの一環として、と畜検査員の在り方についても見直しを行い、当該見直しの結果を踏まえて平成15年を目途として提出する法改正で併せて措置する。	「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第55号）において、都道府県及び保健所設置市にと畜検査員を置くこととする規定について、と畜検査等を行うために都道府県知事及び保健所設置市の市長がと畜検査員を命ずる旨の規定に改めた（改正規定の施行日：平成16年4月1日）。（厚生労働省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】 保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止については、平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける。 なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止の方向で見直しがなされることを強く求める。	保健所長の医師資格要件については、保健所長の業務、資質、資格要件について、関係者間で幅広い議論を行うことを目的とし、平成15年3月厚生労働省の下に「保健所長の職務の在り方に関する検討会」を設置した。同検討会は、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2003」を踏まえ、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保を前提として、地方の自主性の拡大の観点に立って検討を行ったが、報告書（平成16年3月31日）は両論併記となった。 この報告書を踏まえ、平成16年4月厚生労働省は「公衆衛生行政に必要な医学的専門知識に関し医師と同等以上の知識を有する技術吏員に対して医師資格要件の例外を認める」とし、平成16年11月に地域保健法施行令の一部を改正し、医師以外の技術吏員が保健所長になることができる要件等を明示した。 また、同年12月には、地域保健法施行令第4条第2項第1号に定める「厚生労働大臣が公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認める者」の具体的内容（国立保健医療科学院教育訓練規程第5条第4項第1号に定める者と同等以上の学力を有すると国立保健医療科学院長が認め、「専門課程」の受講資格を得た者とする。なお、これを認めるに当たっては、国立保健医療科学院において、一定の出題範囲の試験を行うものとする。）について関係機関あて通知した。（厚生労働省）	
〔審議会等に関する必置規制の見直し〕 ○ 審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【平成16年から平成18年度までを目途に段階的に実施】 都道府県等に置かれる審議会等を目的別に分けて見直しを行う。なお、審議会等の名称規制については廃止する方向で見直す。 （政策の企画立案に関する意見を述べる審議会等） 主として政策の企画立案に対して意見を述べる審議会等については、地方公共団体が独自の判断で設置できるようにする方向で見直しを行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。 ・職業能力開発に関する審議会等（次期法改正（平成18年度までを目途）の際に措置） ・地方精神保健福祉審議会（次期法改正（平成17年を目途）の際に措置） ・都道府県生活衛生適正化審議会（適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨を平成14年1月に周知）	・職業能力開発に関する審議会等 職業能力開発に関する審議会等については、平成18年2月1日に労働政策審議会に対し、都道府県に置く職業能力開発に関する審議会等の必置規制を緩和すること等を含む職業能力開発促進法等の改正法案要綱を諮問。平成18年2月9日に同審議会は厚生労働大臣に対し妥当と認める旨を答申。今国会に、都道府県に置く職業能力開発に関する審議会等につき必置から任意設置とすること等を内容とする「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に関する法律の一部を改正する法律案」を提出したところである。 ・地方精神保健福祉審議会 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）において、地方精神保健福祉審議会の都道府県に対する必置義務を廃止するための改正を行った。（施行は平成18年4月1日） ・都道府県生活衛生適正化審議会 平成14年1月の全国主管課長会議において、適正化規定の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨周知した。（厚生労働省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
(第三者機関的な審議会等) 個人の具体的権利義務に関わる処分を行う第三者機関として設置が義務付けられている審議会等について、そうした機能の必要性は前提としながら、組織・設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。 ・結核診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置) ・感染症診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置) ・地方社会福祉審議会(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置) ・都道府県児童福祉審議会(平成14年度中に検討の結論を得て、直近の法改正(平成17年度までを目途)時に措置)	・結核診査協議会 結核診査協議会の名称規制を廃止し、設置形式の緩和などを盛り込んだ「結核予防法の一部を改正する法律」(平成16年法律第133号)が第159回国会において成立した。(平成17年4月1日施行) ・感染症診査協議会 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について」(平成15年11月5日健発第1105002号厚生労働省健康局長通知)により、他の審議会等と統合して設置して差し支えないものである旨通知済。 ・地方社会福祉審議会 次の法改正時に必要な法改正を行う予定。 ・都道府県児童福祉審議会 平成15年7月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成15年法律第121号)において、行政処分等に係る事項以外の政策審議は任意に行うことができることとした。(厚生労働省)	
(4) 知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地方の自主性・自立性の強化 〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕 ○ 特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【平成15年度に実施】 平成15年度の介護報酬の改定において、全室個室、ユニットケアの居住福祉型特別養護老人ホームに係る介護報酬項目を設け、低所得者に対する配慮を行いながら、その居住費部分を利用者負担とする方向で検討を行い、措置する。	ユニットケアを提供するユニット型特別養護老人ホーム等について、低所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることとした(平成15年4月1日施行)。 なお、平成17年10月からは、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ユニット型以外の特別養護老人ホームについても、低所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることとした。(厚生労働省)	
○ 保育所の調理施設の見直し【平成14年度中に実施、継続的検討】 保育所の調理施設設置に係る義務付けについての検討を継続する一方、当面、調理施設に係る防火構造の義務付けについては緩和する方向で検討し、平成14年度中に措置をする。 なお、当会議としては、保育所の調理施設の設置は国が全国一律に義務付けを行うべきでなく、地方公共団体が地域の実情に合わせて判断を行うべきと考えることから、当該義務付けを廃止する方向での検討を求めたい。 (本文から抜粋) 「現在、この義務付けは省令で定められており、当該要件を満たさなければ国から保育所施設整備の補助負担金が交付されない仕組みとなっている。こうした保育所に対する補助負担制度が地方の自主的判断を過度に損なっているとすれば、先に述べた幼保一元の観点からの保育所運営費負担金等の検討と併せ、本件との関連で保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金を見直し、その一般財源化等も検討されるべきと考える。」	保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をする場合など、安全性等が確保される場合には、調理室の兼用を認めることについて、平成16年3月に通知を発出した。(「保育所の調理室と学校の給食施設の共用化について」(平成16年3月31日雇児発第0331027号)) また、構造改革特区において、公立保育所について給食の外部搬入方式を認めた。(「構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成16年3月29日雇児発第0329002号)) (厚生労働省)	次世代育成支援対策施設整備交付金 140億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常的見直し【継続的検討】 当会議の方針を踏まえ、国が設定している最低基準等について今後とも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービス水準を引き下げ、地方の裁量に委ねてよい部分を拡大する余地がないか随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直す。	国が設定している最低基準等についても今後、予算編成や制度改正の際に、随時見直しを行うとともに、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直しを行う。例えば、国が設定している最低基準については、これまで、以下の見直しを行ったところ。 ・単独型身体障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には実施を可能とした(平成16年4月1日適用)。 ・生活保護制度については、単なる経済的な給付に加え、効果的な自立・就労支援を実施する制度に転換し、地方自治体が自主性・独自性を活かして策定する「自立支援プログラム」を導入した(平成17年4月)。(厚生労働省)	
○ 補助事業に係る統合等についての見直し【継続的検討】 社会保障分野における国庫補助事業について、地方公共団体の創意工夫の余地を広げるため、共通の目的を持つ補助事業を統合し、補助金交付は総額で行い、各補助事業への配分については地方公共団体の裁量に任せる統合補助金的な補助金制度の創設について検討を行う。	社会保障分野における国庫補助事業について、地方自治体の自主性・裁量性を発揮できるよう、以下のとおり従来の細分化された補助金・負担金を再編・統合し、交付金化や統合補助金化を図る累次の補助金改革を行ってきたところである。 具体的には、 「社会福祉施設等設備整備費負担金」と「社会福祉施設等施設整備費負担金」を「社会福祉施設等施設整備費負担金」に統合(設備整備費を施設整備費に統合)(平成16年度) 社会福祉施設等施設整備費補助金等を見直し、「地域介護・福祉空間整備等交付金」、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の創設(平成17年度) 児童保護費等補助金等を見直し、「次世代育成支援対策交付金」、「セーフティネット支援対策事業」、「児童虐待・DV防止対策総合支援事業」、「母子家庭等対策総合支援事業」及び「母子保健医療対策等総合支援事業」の統合補助金を創設(平成17年度) 「地方改善施設設備整備費補助金」と「地方改善施設整備費補助金」を「地方改善施設整備費補助金」に統合(設備整備費を施設整備費に統合)(平成17年度) 医療施設等施設整備費補助金を見直し、「医療提供体制施設整備交付金」を創設(平成18年度) 医療施設運営費等補助金等を見直し、「医療提供体制推進事業」を創設(平成18年度) 在宅福祉事業費補助金等を見直し、「地域支援事業交付金」及び「地域生活支援事業費等補助金」を創設(平成18年度) の見直しを行ったところである。(厚生労働省)	医療提供体制施設整備交付金 112億円 医療提供体制推進事業費補助金 130億円 地域支援事業交付金 473億円 地域生活支援事業費等補助金 245億円
○ 医療法人の理事長要件の緩和【措置済み】 病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営を行う道を開くため、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として撤廃する通知を平成14年4月に発出した。	平成15年8月に、都道府県を通じて、平成14年4月に措置された医療法人の理事長要件緩和後の非医師理事長の認可状況について調査したところである。(非医師理事長認可件数 73件(平成15年8月末現在)) 平成17年5月には、厚生労働大臣所管医療法人の理事長の特例認可に際しての社会保障審議会医療分科会における取扱いについて通知したところ。(17.5.23医政指発第0523001号)(厚生労働省)	
○ 保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】 保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の上限を撤廃する通知を平成14年5月に発出した。	「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第168号)により、防火・避難基準の緩和を行った。(厚生労働省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 児童扶養手当に関する見直し【措置済み】 児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、支給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法案を平成14年3月に国会に提出した。	児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、支給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法が平成15年4月より施行されている。(厚生労働省)	児童扶養手当給付費負担金 1,542億円
〔地方がより主体的に事務事業を行うための国の関与の見直し〕 ○ 公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【平成18年度までを目途に実施】 公立の社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)の整備が地方の事務であることをより明確にするため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら補助規定化する方向で検討を行い、次の法改正(平成18年度までを目途)の機会をとらえて措置する。	○ 「国の補助金等の整理及び合理化に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第25号)を第162回通常国会に提出し、施設整備費のうち、高齢者福祉に係るものの全部及び障害者福祉に係るものの一部について、施設整備に対する国・都道府県の負担規定を廃止し、これに代わり、市町村又は都道府県の創意工夫を生かした介護・福祉サービスの基盤整備を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金を創設した。 ○ 保育所等に係る児童福祉施設等の整備費については、施設整備に対する国・都道府県の負担規定を見直し、都道府県、市町村が作成する整備計画に基づき、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備の実施を支援するため、平成17年度より次世代育成支援対策施設整備交付金を創設した。さらに、平成18年度からは公立保育所、児童相談所(一時保護施設を除く)及び婦人相談所(一時保護施設を除く)に係る施設整備費について一般財源化を行った。 ○ 「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第20号)を第164回通常国会に提出し、施設整備費のうち、障害者福祉にかかるものの一部(公立の施設については全部)及び公立の保護施設について、施設整備に対する国・都道府県の負担規定を廃止するとともに、地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、特別養護老人ホーム等の整備を対象とする都道府県交付金を廃止・一般財源化した。(厚生労働省)	地域介護・福祉空間整備等交付金 443億円 次世代育成支援対策施設整備交付金 140億円
○ 福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】 町村が福祉事務所を設置・廃止する場合の都道府県の同意を要する協議については、現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を実施した上で廃止する方向で検討を行い、次の社会福祉法の改正(平成18年度までを目途)時に措置する。	現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を平成16年度に実施し、その結果を踏まえて検討を行い、次回社会福祉法の改正時に必要な措置を採ることとしている。(厚生労働省)	
○ 児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【平成14年度中に実施】 児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止する方向で検討を行い、平成14年度中に必要な政令改正を行う。	児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議については、平成15年4月1日に施行した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」(平成15年政令第193号)において廃止した。(厚生労働省)	
○ 市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【平成15年度中に検討・結論】 身体障害者更生相談所の判定を要せずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加については、平成7年7月及び平成13年6月の改正の効果や現場の反応等を見極め、関係者からの要望の集積を踏まえながら平成15年度中に更なる追加が可能かどうか判断する。	身体障害者更生相談所の判定を要せずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加については、平成16年度に「補装具給付事務取扱指針」(平成12年3月31日障第290号)を改正し、新たに「弱視眼鏡」「車いす(手押し型以外のレディメイド)」「頭部保護帽(オーダーメイド)」を身体障害者更生相談所の判定を要せずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目として追加した。(厚生労働省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】 知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。	知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。(厚生労働省)	
〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕 ○ 知事資格の養成施設の指定等の権限の移譲【平成18年度までを目途に実施】 知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設の指定等の国の権限については、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、次期法改正(平成18年度までを目途)時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進める。	栄養士・調理師に係る養成施設については、平成14年11月に関係団体に、平成15年3月に都道府県に対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行った。また、都道府県から意見聴取を行ったところであり、関係団体の意見を聴取して引き続き検討を進めることとしている。 なお、調理師養成施設の指定等の権限の移譲については、現在北海道から提案されている道州制特区の要望事項に盛り込まれていることから、北海道において先行して実施できるよう措置する方向で検討している。 製菓衛生師にかかる養成施設については、平成16年2月に都道府県及び関係団体にに対し地方分権改革推進会議の意見について情報提供を行うとともに、都道府県から意見聴取を行っている。関係団体の意見も踏まえて、引き続き検討を進めることとしている。(厚生労働省)	
○ 障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【平成18年度までを目途に検討・結論】 障害児・障害者に係る事務について、市町村で一元的な実施を進める観点から、平成15年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しつつ、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲する方向で検討を行い、平成18年度までを目途に結論を得る。	障害児の施設サービスについて、今後、より身近な自治体が事務を行うべきと考えるが、平成17年4月より、市町村の児童相談の役割が明確化され、被虐待児等の要保護児童に対する支援のネットワークの運営等により虐待の予防や早期発見を促進することとされているが、市町村における基盤の整備が図られるまで一定程度の時間が必要であること 障害児については、施設利用に係る判断について高度な専門性が要求される場面が多いこと から障害者自立支援法の附則において、法施行後3年を目途として、必要な措置を講ずることとされたところである。(厚生労働省)	
(5) 社会保険分野における国・地方の関係 ○ 国民健康保険の保険者の在り方の見直し【平成14年度中に検討・結論】 小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援策が講じられているが、平成14年度中に策定される保険者の統合・再編等に関する基本方針の検討においては、市町村の現状を十分踏まえながら検討を行う。	平成15年3月28日に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」を閣議決定した。 市町村国保の再編・統合については「市町村国保については、「市町村合併特例法」の期間中は、市町村合併の推進や事業の共同化等により、保険運営の広域化を図る。さらに、国、都道府県及び市町村の役割を明確にした上で、都道府県と市町村が連携しつつ、保険者の再編・統合を計画的に進め、広域連合等の活用により、都道府県においてより安定した保険運営を目指す。なお、被保険者管理や保険料徴収等の事務については引き続き住民に身近な市町村において実施する。」こととされた。 平成16年4月より、市町村国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合などの保険者を構成員として都道府県単位で協議会を設け、都道府県内の医療費の調査、分析、評価、被保険者に対する健康づくりなどの教育・指導、各保険者が実施している独自の保健事業に関する情報交換などを実施している。 平成17年4月より、国保財政における財政負担を見直し、保険運営の広域化や医療費の適正化の推進に資するよう、都道府県負担を導入した。 また、平成18年度の通常国会において、国民健康保険の都道府県単位での保険運営を推進するため、保険財政の安定化と保険料平準化を促進するための保険財政共同安定化事業の創設等の措置を講ずること等を盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出したところ。(厚生労働省)	国民健康保険団体連合会等補助金 7.2億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【逐次実施】 介護保険に関する国の関与の在り方については、制度の成熟度や定着度等も勘案する必要があるが、介護保険法施行後5年を目途に行うとされている制度の見直しも念頭に置きつつ、地方公共団体からの具体的要望を受けて、随時必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。	第162回通常国会において成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」により、第1号保険料段階の細分化、保険者である市町村の指定サービス事業者等への立入権限の付与や、市町村が指定・指導監督権限を有する地域密着型サービスの創設、都道府県の事業者指定に当たっての意見提出等、市町村が保険者として介護保険制度の運営を行うにあたっての自由度の拡大、権限の強化を図っている。(厚生労働省)	
(6) 地方支分部局と地方の新たな関係の構築 ○ 行政手続の地域での完結【逐次実施】 地方支分部局の実質的決定権の拡大を図るよう、中央省庁に継続的検討を求めるとともに、例えば、所掌事務についてのマニュアル充実等の条件整備を進め、地方支分部局限りで事務が行えるような体制の確立を進める。	地方支分部局において適切な対応が可能となるよう、地方支分部局の所掌事務について、例えば、新規施策を実施するに当たり、当該施策の事務処理手引等マニュアルの作成等を随時行っているところである。 また、地方厚生局では、地方公共団体向け補助金等の執行事務の移管を進めており、平成15年度には結核医療費、平成16年度には社会福祉施設整備及び保健衛生施設整備に係る補助負担金等を移管しており、平成17年度においては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び保健衛生施設等災害復旧費補助金及び社会福祉施設等災害復旧費補助(負担)金等を移管している。(厚生労働省)	
○ 雇用対策における積極的な情報交換等の推進【逐次実施】 雇用問題に関する地方の高い問題意識を十分踏まえ、積極的な情報交換を進めるとともに、求人相談に関し地方公共団体が「しごと情報ネット」を活用することにより国のハローワーク等との有効な連携が図られるよう努める。	地方公共団体と都道府県労働局において、引き続き雇用対策連絡調整会議を開催することにより雇用施策の推進に関する連絡調整、情報交換等を行っている。 また、労働分野における国と地方公共団体との連携を一層強化するため、平成17年4月に都道府県労働局に地方公共団体との連絡窓口を設置し、雇用対策をはじめとする労働施策についての地方公共団体との積極的な連携・協力を努めているほか、平成17年4月より、市区町村の要望等を勘案し、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介を行うことにより一層の求職者の再就職の促進を図っている。 さらに、市町村等が自ら無料職業紹介事業を実施する場合に、公共職業安定所の求人情報を電子媒体により提供し、当該事業が円滑かつ効率的に行われるよう支援・協力を行っている。 加えて、地方公共団体、国及び民間職業紹介機関において、平成17年4月から「官民交流会」を実施し、職業相談・紹介に関する情報交換や、職業相談・紹介技法の向上を図っている。 「しごと情報ネット」については、地方公共団体も含め、広く一般に利用されているところであるが、平成17年12月より、従来はパソコン版のみで行っていた「求職者マイページ・メール配信サービス(希望求人の検索を行うページの設定や新着求人件数をメールで配信する)」を携帯版にも拡充したところであるが、今後もより一層、利用者にとって使いやすいサイトになるよう、サイトデザインや提供サービス機能の見直し等、利便性の向上を図る予定。 (参考) アクセス数 携帯版:約72万件 パソコン版:約47万件(平成18年3月の1日平均)(厚生労働省)	
○ 高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】 高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行い、平成14年度中に結論を得る。	地方公共団体による職業紹介について、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、届出により実施を可能とする内容の改正職業安定法が平成15年6月13日に公布され、平成16年3月1日に施行された。平成18年3月1日現在63の地方公共団体が無料職業紹介事業を行っているところ。(厚生労働省)	

教育・文化

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
(1) 初等中等教育に関する国の関与の在り方 ○ 教科書採択地区の小規模化【一部措置済み、継続的検討】 教科書採択地区(現在 542地区)は、制度上、市又は郡単位でも設定できるが、実際にはより広い区域に設定されている。平成14年7月の教科用図書検定調査審議会報告では、こうした現状に鑑み、採択地区の決定権を持つ都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえて採択地区がより適切なものとなるよう見直すことが求められ、これに基づく通知が、既に文部科学省から発出されている。 採択地区の設定は自治事務であることに留意し、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるよう、本件に関する取組状況を継続的に調査し、平成15年度以降も引き続き小規模化に向けた地方の取組みを促す。	平成15年3月28日付け初等中等教育局長通知「平成16年度使用教科書の採択について」、平成16年4月6日付け初等中等教育局長通知「平成17年度使用教科書の採択について」、平成17年4月12日付け初等中等教育局長通知「平成18年度使用教科書の採択について」及び平成18年4月10日付け初等中等教育局長通知「平成19年度使用教科書の採択について」や会議を通じ、各都道府県教育委員会等に対し指導した結果、小規模化が進み、採択地区数は、542地区(平成15年1月現在)であったのが、586地区(平成18年4月現在)に増加している。(文部科学省)	
○ 政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】 政令指定都市立の高等学校の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。政令指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。	認可制を届出制にすることなどについて、平成17年度に関係市町村教育委員会、関係都道府県教育委員会の意見を集約するなど制度の見直しについて具体的に検討中。(文部科学省)	
○ 中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】 中核市立の幼稚園の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。	認可制を届出制にすることなどについて、平成17年度に関係市町村教育委員会、関係都道府県教育委員会の意見を集約するなど制度の見直しについて具体的に検討中。(文部科学省)	
○ 弾力化の下での多様な教育活動の事例紹介【平成14年度から実施】 文部科学省は、一層大綱化・弾力化された学習指導要領(平成14年度から順次適用)の下で、各地で実施されている多様な教育活動の実例を収集し紹介しているが、今後とも、地方や各学校が意欲的な教育に取り組むための環境づくりを行う観点から、インターネット等を通じ積極的な事例紹介に努める。	発展的な学習や補充的な学習の指導上の参考となる「個に応じた指導に関する指導資料」を平成14年8月に作成、配布した。 現行の学習指導要領の下での特色ある取組を紹介するパンフレットを作成し、全学校(小・中・高)に配布するとともに、インターネット上で情報提供している。また、毎年、全都道府県・政令指定都市教育委員会の担当者が参加する教育課程に関する各種協議会を開催し、全国各地の優れた実践事例について情報交換を行い、その普及を図っている。(文部科学省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 基準の大綱化・弾力化の周知徹底【平成14年度から実施】 広報パンフレット、インターネットや各種会議等を通じて学習指導要領の大綱化・弾力化につき、その趣旨の一層の周知を図ってきているが、引き続き、教育課程研究協議会、総合的な学習の時間研究協議会等を通じ、より一層の趣旨の徹底を図る。 学級編制については、特に必要があると認められる場合に40人の標準を下回ることを可能とする基準の弾力化を平成13年に制度化しており、また、41人以上の学級編制についても、教育委員会の判断により弾力的な取扱いが可能である旨を、各種会議等を通じて周知する。	大綱化・弾力化を図った現行学習指導要領の趣旨については、毎年、全都道府県・政令指定都市教育委員会の担当者が参加する教育課程に関する各種協議会の場を通じて、その趣旨の周知・徹底を図っている。 現行の学習指導要領の趣旨やねらいをわかりやすくまとめたパンフレットを作成し、全学校(小・中・高)に配布するとともに、インターネット上で情報提供している。 学級編制の弾力的な取扱いについては、各都道府県宛てに通知を発出しており、平成15年度においては、 ○ 各都道府県の判断で40人を下回る一般的な学級編制基準を定めることを可能にしたこと ○ 個別の学校ごとの事情に応じて、40人によらない学級編制を行うことが可能であること 平成16年度においては、 ○ 40人を下回る学級編制を行う場合に必要となる教員について、教員定数の特例加算を活用し、配置することを可能にしたこと を周知したところである。 これを受け、平成15年度は30道府県、平成16年度は42道府県、平成17年度は45道府県において、小・中学校の少人数学級が実施されている。(文部科学省)	
○ 教育についての「評価と公開」等を踏まえた学習指導要領の一層の見直し【平成14年度から検討】 各学校で実施される教育活動に関する「評価と公開」の積極的推進を促すとともに、平成15年度以降継続的に実施することとしている教育課程実施状況調査や、平成14年度内に実施する予定としている教育課程に関する教員・保護者等の意識調査等を通じて新学習指導要領の実施状況等を十分把握しつつ、中央教育審議会の場における学習指導要領の見直しを継続する。	平成15年10月の中央教育審議会答申を踏まえ、同年12月に学習指導要領を一部改正し、学校において特に必要がある場合には学習指導要領に示していない内容も必要に応じて指導できることの明確化(「基準性」の一層の明確化)などを行った。 教育課程実施状況調査を実施するとともに、教育課程実施状況調査などでは把握が難しい内容について、「特定の課題に関する調査」を実施した。 教員、保護者等を対象とした意識調査については、平成15年9月に中間報告をとりまとめ、平成16年4月に最終報告をとりまとめた。 現在、上記の調査結果等を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、学習指導要領の見直しを行っており、平成18年2月にそれまでの検討状況を整理した「審議経過報告」がとりまとめられた。今後、引き続き中央教育審議会での検討を行い、早ければ平成18年度末までに学習指導要領の改訂を行う。(文部科学省)	
(2) 義務教育費国庫負担制度の見直し ○ 負担対象経費の見直し【平成15年度から実施】 上に述べた改革に向けて、差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。 この点に関して、一般財源化する以上、税源移譲を伴わなければならないとの意見が出されたが、当会議としては、次の段階で国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002に示されたとおり三位一体で検討を行うこととしており、当面、その具体的な財源措置については、地方分権の観点を視野に入れて関係者間で十分に協議、調整が行われるべきものとする。	平成15年度から、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費(2,184億円)を一般財源化。平成16年度から退職手当及び児童手当に要する経費(2,309億円)を一般財源化。これらの財源については平成18年度税制改正において個人住民税への税源移譲を行ったところである。(文部科学省)	義務教育費国庫負担金 16,763億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し【平成16年度、平成18年度までを目途に見直し】 当会議としては、現行負担金の制度的な問題点は、教職員給与の半額を国が負担する仕組みそのものにあると考える。即ち、現行の義務教育費国庫負担金は、実際に支払われた教職員給与の半額を国が負担するものであるため、教員配置等に関する地方の工夫・裁量の余地を減じ、また職員給与を仮に縮減しても、国庫負担金が減ることとなり、工夫による縮減分をそのまま他の義務教育経費に振り向けられるものではない。 地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。生徒数などの客観的指標に拠ることが制度設計上直ちには困難である場合は、例えば、当面、現行の標準定数等によって計算される国庫負担金額を地方に交付し、その範囲内であれば実際の定数や給与水準を地方の裁量で決めうとするような定額化、交付金化を行った上で、次の段階として、より客観的な基準による制度への移行を図るとの構想もあり得よう。 教職員給与問題に関しては、平成16年度の国立大学法人化、平成18年度の公務員制度改革が密接に関連することから、直ちに検討に着手し、平成16年度、平成18年度をそれぞれ節目として見直しを実施すべく検討を進める。	平成16年度において、公立学校教員給与についての国立学校準拠制を廃止するとともに、国庫負担制度の根幹を維持しつつ地方の自由度を高めるため、現行の人材確保法、義務標準法のもと給与単価と標準定数に基づき算定される国庫負担金の総額の範囲内で、給与の水準や教職員数を地方の自由な裁量で決定できるようにするため、関係政令を改正して「総額裁量制」を導入した。 また、都道府県の自主的な選択によって、従来少人数指導等のために措置されていた加配教員について、少人数学級を編制する場合にも柔軟に活用すること等を可能にした。 さらに、平成18年度から小中盲聾学校と養護学校の二つに分かれている国庫負担制度を統合し、地方の自由度の拡大を図ることとしている。 教職員給与については、教職員給与の在り方全般について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改正を行う。(文部科学省)	義務教育費国庫負担金 16,763億円
○ 義務教育費国庫負担金の一般財源化等【継続的検討】 経費負担の在り方の問題は、教育制度自体の見直しと並行して検討されるべきものであり、より良い教育を支える制度として相応しい経費負担の仕組みを追及すべきである。 上に述べた一連の見直しや市町村合併の状況等を踏まえつつ、現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。	平成17年11月の政府・与党合意「三位一体の改革について」において、「義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。」こととされたことを踏まえ、義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を行わないこととし、所要の法律案を第164国会に提出し、成立したところである。 また、義務教育費国庫負担制度を堅持した上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を図る。(文部科学省)	義務教育費国庫負担金 16,763億円
○ 都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限の移譲【平成15年度中に結論】 市町村立小中学校等の教職員給与は都道府県が負担する一方、教職員の任命権は、既に都道府県から政令指定都市に移譲されている。その結果、政令指定都市においては、教職員の任命権は有するものの給与負担者ではないという歪みが生じており、任命権者であるにもかかわらず給与関係事務処理は、常に都道府県を介して行わなければならない。 教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、県費負担とされている教職員給与を政令指定都市負担とする方向で見直す。 それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。 これらについては、平成14年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。	中央教育審議会において検討を行い平成15年度末に関係都道府県・指定都市の意見の集約を図ったところ。指定都市の意見は道府県から指定都市への税源移譲による財源措置等を前提として賛成であったが一部に慎重な意見があり、また、関係道府県の一部に強い反対意見があった。このような意見集約の結果及び、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月26日)を踏まえ、引き続き検討することとしている。(文部科学省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 市町村費による教職員配置【平成14年度から実施】 国の定める教職員定数はあくまで標準であり、都道府県はこの定数を超えて教職員を配置することが可能である(ただし、経費は全額県の負担)。しかしながら、市町村には、都道府県の定める定数を超える常勤の教職員配置は現在認められていない(非常勤講師は可能、ただし、経費は全額市町村負担)。 市町村の権限と責任を拡大する観点から、新たに市町村費により都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする方向で検討する。 都道府県及び市町村教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成14年度から検討することとするが、現在検討されている構造改革特区の枠組みの中で先行的に平成14年度中を目途に制度化し、その導入・実施の状況を見つつ、更に検討を進める。	平成14年の「構造改革特別区域法」(平成14年法律第189号)の成立により、構造改革特区において、市町村の全額費用負担により都道府県の定める定数とは別に教職員の配置を可能とすることが制度化され、平成15年度から当該事業(市町村費負担教職員任用事業)が実施されており、平成18年度から全国化。(文部科学省)	
〔機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の構築〕 ○ 円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し【平成15・16年度から実施・平成18年度から実施】 公立学校教員の給与制度改革については、次のとおり2段階で実施する。 国立大学の法人化に伴い、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、教員と一般職員の円滑な人事交流も念頭に置きつつ、より弾力的、機動的な教員人事が可能となる体系とする方向で各都道府県が給料・諸手当をより自主的に決定できるよう見直しを行う。このための関連法案を平成15年の国会に提出し、平成16年度から実施する。なお、平成15年度から可能なものは前倒して実施することとする。 さらに、平成18年度に実施される予定の公務員制度改革(能力・業績を適正に評価し、処遇に反映)と歩調を合わせて教員給与制度の一層の見直しを検討し、各県の自由度を高めるとともに、能力・実績に応じた処遇が可能な給与体系を構築する。このため、平成15年度から審議・検討の場を設け、地方公共団体等関係者の意見を十分に聴取し、平成17年度を目途に制度化を検討し、平成18年度から実施する。 当会議としては、これらの見直しに際し、教員給与を一般職員より一律に優遇している制度の見直しや、義務教育費国庫負担金の交付金化等に向けた検討を行うべきと考える。	公立学校の教職員給与については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(人材確保法)について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。具体的には、教職員給与関係の法令を含め、教職員給与の在り方について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改正を行う」とされている。平成18年度については、この閣議決定を踏まえ、教職員給与の在り方について検討を行うこととしている。(文部科学省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
〔義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討〕 ○ 事務手続きの一層の簡素合理化【平成15年度から実施】 義務教育費の国庫負担制度は、現在、小・中学校及び盲・聾学校に関する義務教育費国庫負担法と、養護学校に関する公立養護学校整備特別措置法の2つの法律を根拠に処理が行われており、ほとんど同じ内容の事務手続きが並行するという煩雑なものとなっている。 この二つの根拠法を一本化することにより、別々に行われていた事務作業及び各種調書の統一を図る。 さらに、負担金手続きのうち、最も作業量を要する決算額等調書について、現在は毎月、実数と標準定数を突合しているが、この作業を特定月のみに限定する等の見直しを行い大幅な事務の簡素化を図る。 これらの簡素化について、可能なものは平成15年度から実施する。	決算額等調書については、平成14年度まで教職員の实数と定数の比較を毎月行っていたところ、平成15年度からは特定の月のみの比較とした。その他、添付調書の一部削減、調書作成に係るマニュアルの作成・配布等を行った。(平成15年度の決算調書から実施済) 平成16年度から総額裁量制を導入したことに伴い、当該年度の5月1日現在の人員に基づいて算定された総額と、都道府県の実支出額との比較により国庫負担金を算定することとしたため、従来行っていた月ごとの実数と定数の比較の必要がなくなり、また、国の水準を上回る給与額を算出するための調書の作成の必要がなくなった。それに伴い、決算額等調書に係る事務について大幅に簡素化が図られる。(平成16年度の決算調書から実施済) 中央教育審議会答申において、義務教育費国庫負担制度を維持しつつ、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求められたことを踏まえ、小中盲聾学校と養護学校の二つに分かれている教職員給与費に係る国庫負担制度を統合することとし、所要の法律改正を行ったところである。これにより、国庫負担金の申請や負担金算定事務及び決算額等調書の統一を図ることとしている。(文部科学省)	義務教育費国庫負担金 16,763億円
○ 事務手続きの電子化【平成14年度から検討し、手続きの電子化の動向等を踏まえ見直し】 現在、国・地方を通じて電子政府、電子自治体化の検討が進められている中で、補助負担金手続きの電子化に向けて、各都道府県における給与関係のシステム環境を統一する方向で検討する。 とりわけ、平成16年度の国立学校準拠制廃止に伴う公立学校教員の給与制度改革等を踏まえつつ、新たなシステムの導入について検討する。	平成16年度から総額裁量制を導入したことに伴い、義務教育費国庫負担金に係る通常の事務手続きについては、段階的に申請等の様式の標準化を行うとともに、端末機により通信回線を利用して電子情報としてそのまま磁気媒体等に入力できる方法に移行し、平成17年度における平成16年度決算をもって完全実施としたところ。(平成17年度実施済み) また、各都道府県における給与関係システム環境の統一化については、申請等様式の標準化と併せて各都道府県の事務処理ソフトウェアに対応したファイルを使用することで、環境の統一化を図っている。(平成17年度実施済み) なお、専用回線等によるシステム環境の統一については、端末機の導入経費及び管理、ランニングコストなどの経費負担等、国と地方の会計組織の違いが弊害となっているなどの現状を踏まえ、引き続き検討。(文部科学省)	
○ 国庫負担制度の見直しに伴う事務手続きの抜本的な簡素化【継続的検討】 前述した義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、より抜本的な手続き簡素化の検討を行う。	平成18年度から義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金を一本化することに伴い、負担金の算定に係る調書等が大幅に簡素化される予定である。(文部科学省)	
(3) 国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方 ○ 高校生に対する育英奨学金事業への国の関与の見直し【平成16年度中に実施】 特殊法人日本育英会の廃止に伴い、大学等の奨学金については学生支援業務を統合的に実施する独立行政法人の業務とする一方、高等学校に関する奨学金事業は、早急に条件を整備して平成16年度以降都道府県へ移管することとされた。移管後においては、地方の実情を踏まえた事業が可能となるよう、高等学校奨学金事業に係る国の財政措置の在り方についての検討を行う。 当会議としては、特殊法人廃止が地方への新たな奨励的補助事業の創設につながるよう十分留意すべきであると考え。	平成15年6月18日に「独立行政法人日本学生支援機構法」(平成15年法律第94号)が公布され、平成16年4月から、日本育英会は廃止され、大学等の奨学金を含めて学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人が設立された。 日本育英会の廃止に伴う高等学校奨学金の都道府県への移管については、平成17年度新1年生に対する奨学金の貸与業務(平成16年度中学3年生に対する予約採用業務も含む。)から都道府県へ順次移管している。また、当該事業の都道府県への円滑な移管に資するよう、日本学生支援機構を通じた交付金を都道府県に交付している。 また、高校奨学金事業のモデルシステムを提供する等、奨学金事業に関するノウハウを提供している。(文部科学省)	高等学校等奨学金事業交付金 約190億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 法人化に伴う国立大学等と地方との連携【措置済み】 国立大学等と地方との関係については、中間報告において、自立した地方を前提とする地方分権の趣旨に照らしながら、平成16年度の国立大学等の法人化に際して両者の連携・協力が今後より一層円滑となるよう見直す旨の提言を行った。この趣旨も踏まえ、大学法人化を待つことなく、平成14年10月に一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正が行われた。	平成14年10月に、一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正を行った。 また、平成18年2月に、地域再生基本方針の一部変更（平成18年2月17日閣議決定）により新たに追加された「地域の知の拠点再生プログラム」に基づき、地方公共団体が、地域産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、地方財政再建促進特別措置法第24条に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化・迅速化することとした。（総務省）	
(4) 総合行政の観点からの教育用施設の有効活用 ○ 補助金等により整備された学校施設等の活用促進【平成14年3月に措置済み】 補助金等を受けて整備された学校等の建物について、地方がその建物を補助等の目的以外の用途に使用する場合は、大臣の承認を得るか、納付金を納めるか、一定の期間（財産処分制限期間）を経過していることが要件とされている。 こうした施設を地域に開放することによって、地方行政の総合化の環境整備を図っていく観点から、地方のより自主的・弾力的な施設運用が可能となるよう、かかる施設に関する財産処分制限期間を短縮した（平成14年3月措置）。 (例) ・鉄筋コンクリート造校舎：60年→47年 ・鉄骨造校舎：40年→34年	平成14年3月に、地方のより自主的・弾力的な学校施設等の運用が可能となるよう、補助金等を受けて整備された学校等の建物に関する財産処分制限期間を短縮した。 (例) ・鉄筋コンクリート造校舎：60年→47年 ・鉄骨造校舎：40年→34年 平成16年度から、国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校施設や余裕教室の設置者が、地域再生計画を定めた場合で、地域再生の観点から実施される事業の具体的な内容と必要性、その事業を実施するに当たり、廃校施設等を利用する必要性と緊急性等の一定の要件を満たし、廃校施設等を転用することが地域再生に資するものと判断されるときは、民間事業者へ無償で貸与する場合でも、当該処分に係る補助金相当額の国庫納付金を免除することとした。（文部科学省）	
○ 教育用施設の一層の有効活用【平成14年度から実施】 総合行政推進の観点から、顕著な実績を上げている教育用施設活用事例等について、今後とも引き続きインターネットや広報パンフレット等を通じた情報提供に努め、市町村における学校施設の有効活用の一層の促進を図る。	市町村において学校施設が有効活用されるよう、インターネット等を通じ、学校施設の活用事例（保育所、デイサービスセンター等の社会福祉施設、公民館等の社会教育施設等への転用等）等について情報提供を行っている。（文部科学省）	
(5) 生涯学習・社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等 ○ 国の役割の特化【平成15年度から実施】 生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮減する方向で見直す。関連する補助負担事業については、平成15年度から順次縮減に努める。	生涯学習・社会教育分野における補助金については、地域・家庭教育力活性化推進費補助金（33億円）を平成15年度をもって廃止し、一部の事業について一般財源化を図った。（文部科学省）	
○ 公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化【平成14年度中に実施】 公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したものとなっているが、平成14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める。	「公民館の設置及び運営に関する基準」及び「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」については、大綱化・弾力化等の観点から見直しを図り、平成15年6月に全部改正を行い告示した。（文部科学省）	
○ 埋蔵文化財発掘調査の費用負担に関する調整の円滑化の検討【継続的検討・実施】 埋蔵文化財の発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求める際に支障を来さないような仕組みの検討が必要である。何らかの法制化の可能性も念頭に検討すべきと考えるが、法制化が困難であるとしても、運用面での改善に積極的に取り組み、例えば、各地方公共団体における関係部局の連携強化や開発前の発掘調査の内容・費用の客観化・標準化の促進等を通じ、円滑な調整が可能となるよう努める。	発掘調査の費用負担については、都道府県教育委員会の記念物保護行政担当者会議や埋蔵文化財保護行政担当者会議の場において、各地方公共団体における関係部局との連携強化や、都道府県における埋蔵文化財の本発掘調査に係る積算基準の策定を促している。 また、平成16年12月には、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」を都道府県に通知し、各都道府県において基準の策定を行うよう促している。（文部科学省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
(6) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し ○ 組織や人員に関する国の義務付けの全般的、経常的な見直し【逐次実施・継続的検討】 事務事業の執行体制や実施方法に関する地方の裁量は幅広く認められるべきであるとの考え方にに基づき、必置規制に代表される地方の組織・人員に関する国の義務付けについては、原則として廃止・縮減する方向で、全般的な検証を継続して行う。	地方の組織や人事に関する国の義務付けについては、引き続き全般的な検証を行う予定。(文部科学省)	
○ 学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与の見直し【継続的検討】 学校栄養職員や事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で、引き続き検討を行う。	学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法により各都道府県に置くべきそれぞれの総数の標準が示されているものであるが、その具体的な配置については、各都道府県の判断によるものである。また、義務教育費国庫負担制度について、平成16年度から導入した総額裁量制により、学校栄養職員や事務職員についても、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となった。 また、今国会の法律改正により、小中盲聾学校と養護学校の二つに分かれている教職員給与に係る国庫負担制度を統合した。これにより、学校種を超え、地域の実情に応じた教職員配置が一層可能になった。(文部科学省)	

公共事業

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
(1) 公共事業関係長期計画等の見直し 公共投資をめぐる環境変化を踏まえ、見直すべき事項に公共事業関係長期計画がある。公共事業関係長期計画については、基本方針2002を踏まえ、国土交通省では、従来の長期計画を一本化し、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)を策定することを基本として、検討が進められている。また、農林水産省においては、これに関連する長期計画の在り方の検討や、土地改良長期計画策定の作業が進められている。 当会議としても、こうした公共事業関係長期計画見直しの方針は基本的に支持するものであるが、いくつか検討に当たって留意すべき点を述べておきたい。 その第一は、地方が事業主体となる事業の扱いである。基本方針2002では、地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係長期計画の目標とは位置付けないこととされている。その一方、国が政策目的実現のために補助負担金を交付する補助事業については、長期計画上に位置付けられるが、計画策定に当たって、補助事業の事業主体は地方であることに配慮すべきである。なお、長期計画にアウトカム目標を定める際、地方単独事業や補助事業による成果も含めて記述することが必要な場合には、その趣旨を明らかにすべきである。第二は、長期計画の策定に当たって、社会資本整備水準の向上等を踏まえつつ、既存施設の維持更新、有効活用を重視した計画としていくべきことである。第三は、長期計画の基礎となっている緊急措置法の在り方についても検討を行うことである。併せて、緊急措置法ではなく、各個別事業分野の恒久法に長期計画の根拠がある場合も、計画の在り方について検討を行うべきである。	(社会資本整備重点計画) 平成14、15年度を期限とする9本の国土交通関係の公共事業関係長期計画については、計画策定の重点を従来の「事業費」から「達成される成果」に変更すると同時に、原則として事業費総額を計画内容としない等、社会資本整備の重点化・効率化を一層推進するとともに一本化することとし、平成15年度を初年度とした「社会資本整備重点計画」を策定した(平成15年10月閣議決定)。 この計画は、社会資本整備事業により実現を図るべき目標と、当該目標の達成のために実施すべき、民間主体による社会資本の整備等も含めた社会資本整備事業の概要を明らかにするものである。本計画においては、個性ある地域の発展を目指し、地方ブロックにおける定期会議の開催等による国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通の認識の醸成や国と地方の役割分担の明確化、国庫補助負担金の地方の裁量性を高める方向での改革等新たな国と地方の関係についても明記している。 なお、計画の策定に当たっては、パブリックコメントや都道府県からの意見聴取のほか、地方ブロックごとの会議を通じた地方公共団体・地元経済界との意見交換やインターネットアンケートの実施など、地方を含む幅広い意見の聴取とその反映に努めた。 また、この計画では、他の公共事業計画に位置付けられた事業やソフト施策との連携、効率性・計画的な維持管理の推進等、既存ストックの有効活用へ配慮する旨規定しており、重点目標及びそのための事業の概要もその点を踏まえたものとしている。 さらに、この計画の根拠法である「社会資本整備重点計画法」の施行に伴い、従来の都市公園、下水道、港湾の緊急措置法及び治山治水緊急措置法の治水事業に係る規定が廃止されたほか、「道路整備緊急措置法」(昭和33年法律第34号)及び「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」(昭和41年法律第45号)が名称も含め一部改正された。(国土交通省) (土地改良長期計画) 平成15年10月10日に、平成15年度を初年度とする新たな土地改良長期計画が閣議決定された。新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」から、「達成される成果」に重点を置いた計画に改めた。(例えば、「整備を実施した地区において農地の利用集積率を20ポイント以上向上」などを設定)また、他の農林水産施策や異なる分野の公共事業との連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備等、事業実施の際に踏まえるべき事項を明示した。 なお、同日に閣議決定された国土交通省等の社会資本整備重点計画、環境省の廃棄物処理施設整備計画においても、共通目標を掲げた農業集落排水施設、下水道、浄化槽をはじめ、相互の計画に位置付けられた事業との連携の推進について明記されたところである。(農林水産省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	(森林整備保全事業計画) 平成15年5月に森林法を改正し、「森林整備事業計画」と「治山事業計画」とを統合した平成16年度を初年度とする「森林整備保全事業計画」が平成16年6月8日に閣議決定された。 本計画では、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」の観点から、生活環境や自然環境の重要な構成要素である森林について、その多様な機能を維持増進することにより豊かな国民生活の実現に寄与する環境創造事業として事業を効率的かつ効果的に実施することとしており、従来の「事業費」から「成果目標」に重点をおいた計画に改めている(例えば、「育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を66%に増加」などを設定)。 また、国、地方公共団体それぞれの適切な役割分担の下、地方の自主性を尊重しつつ、これらの連携による効率的な整備を推進するとともに、他の公共事業計画に位置付けられた事業やソフト施策との連携強化、森林資源及び既存施設の有効活用、地域住民や下流の都市住民等の多様な主体の参加の促進等、事業実施に当たっての留意事項を明示したところである。(農林水産省) (廃棄物処理施設整備計画) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)において、廃棄物処理施設整備緊急措置法を廃止するとともに、新たに廃棄物処理法に廃棄物処理施設整備計画を位置づけた。 本改正及び「基本方針2002」を踏まえ、計画の目標を、事業の量(事業費)からアウトカム目標に変更する等に見直しを行い、平成15年度から平成19年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画を平成15年10月10日に閣議決定した。現在同計画に基づき着実に施設整備を進めているところ。(環境省)	
(2) 補助事業等における国と地方の関係の明確化 ○ 公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底【平成14年度中に実施】 各省が必要に応じ定めている公共事業再評価に関する要綱、要領は地方自治法第245条の4に定める技術的助言であり、補助事業についても、各地方公共団体が実施する公共事業等の再評価は地方公共団体が自主的に行うものである。公共事業再評価システムに関する国と地方の関係の透明化を図る観点から、政策評価法の趣旨に沿った適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等適正化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることがないことについて、再度、周知徹底を図る。	平成15年3月28日に開催された補助金等適正化中央連絡会議幹事会における財務省の要請に基づき、農林水産省及び国土交通省から各地方公共団体に通知を発出し、周知徹底を図っている。(農林水産省・国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 汚水処理に関する調整システムの明確化等【平成14年度中に着手】 下水道及び農業集落排水の整備、管理、合併処理浄化槽整備への助成はいずれも市町村の自治事務であるが、都道府県が策定する汚水処理に関する構想により総合調整が図られている。この総合調整の仕組みは、地方分権一括法の施行に伴い、関係省庁通知は国から都道府県に対する技術的助言、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言との性格をもつものとされている。 現在、都道府県の汚水処理の整備に関する構想の見直しが進められているため、その状況を見極めつつ、関係省庁通知は地方分権一括法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の在り方は市町村行政や住民生活に及ぼす影響が極めて大きいことを踏まえ、関係省庁通知の内容の再整理と都道府県構想の位置付けの明確化を図って周知徹底を図る。また、市町村や住民との関係の透明化を図る観点から、法令上の仕組みも視野に入れて検討する必要があるとの意見もあるが、当面、法令化に関わらず、必要なものについては、市町村や住民との関わりを明らかにするための仕組みを整備すべきである。	下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の調整システムについては、汚水処理施設の整備に関する構想である都道府県構想として実施しているところであるが、各都道府県に対し平成14年12月4日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進について通知を発出している。 この中では、都道府県構想に関する通知は国から都道府県に対する技術的助言であり、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言であるとその性格を明確化するとともに、見直しにあたっては市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映することが明記されている。 事業執行に当たっては、都道府県構想による調整システムや「汚水処理施設の整備等に関する関係省連絡会議」の開催など、円滑な調整と総合的な取組みを推進している。なお、下水道、農業集落排水、浄化槽について、地方の自主性、裁量性を高めた汚水処理施設整備交付金を平成17年度に創設し、平成18年度には、予算額を大幅に増額。(農林水産省、国土交通省、環境省) また、住民との関係の透明化を図る観点から、各都道府県に対し平成15年6月11日付で、都道府県構想の見直しに際して、農業集落排水事業等の区域を見直す場合には、住民の意向を十分に反映するよう明記した通知を発出した。(農林水産省)	汚水処理施設整備交付金 1,377億円(地域再生基金強化交付金)の内数
○ 同一法に基づく事業の地方公共団体における総合的な取組みの促進【平成14年度中に着手】 一つの法律に基づく事業を複数省庁が所管する場合の調整は、法令の規定のほか、通知等に基づき行われてきたが、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底を図ることとするとともに、海岸事業について新たに技術的助言に係る通知を行う等、今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進する。	事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進するため、地方公共団体での海岸保全行政の統一的運営及び総合的な取組みについて平成15年3月31日付けで関係省庁連名の通知を技術的助言として発出している。また、本通知においては、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底を図っている。(農林水産省・国土交通省)	
○ 統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等適正化法との関わり等の点検と検討【逐次実施】 地方公共団体の裁量性を高める見地から「国が箇所付けしない」ことを基本として導入された統合補助金については、その後着実に拡充されてきているが、今後とも対象事業の拡充を図る。統合補助金に係る地方六団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化をはじめ、所要の見直しを行う。 統合補助金の導入から間もないことから、国、地方双方で「国が箇所付けしないことを基本として具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組み」等とするものであること、補助金等適正化法の適用があることから従前の補助金等と同様の必要とされる手続きがあること等、統合補助金に対する認識の浸透を図っていくことも必要である。 統合補助金と補助金等適正化法の関わりについては、補助金等適正化法の範囲内で交付決定の際の補助金等の単位や条件付与等の工夫を補助要綱の中で行うことで改善を図ることができる部分もあるのではないかとの観点から、点検を行っていくことも必要である。	【統合補助金の拡充等】 平成18年度予算においても、地方公共団体の裁量性を高める観点から、国が箇所付けしないことを基本として、 事業箇所・内容を地方公共団体が主体的に定めることができる 複数事業箇所を一体的かつ主体的に実施することができるものとして、統合補助金化を引き続き推進。 (全体の補助金等を縮減する中で、1件の新規統合補助金化) (新規統合補助金) ○ 津波・高潮危機管理対策緊急事業 44億円 津波発生時における人命の優先的な防護の推進を目的に、ハード整備とソフト対策を一体的に実施できるように創設した「津波危機管理対策緊急事業」をゼロメートル地帯における高潮対策についても拡充し、「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を創設。 【手続きの簡素化等の所要の見直し、点検】 地方公共団体に対する予算要望ヒアリング及び担当者会議を通じ、地方公共団体の要望把握に努めている。 【統合補助金の趣旨の周知徹底】 統合補助金の趣旨については、地方公共団体に対する予算要望ヒアリング等を通じて周知に努めるとともに、新規に創設する補助金については、説明会を開くなど、周知徹底を図っている。	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	【交付金化の推進】 地方の裁量性を高め、自主性を拡大する観点から、交付金化を推進。 ○地域再生基盤強化交付金（拡充） 1,377億円 地方の自主性、裁量性を高める観点から、地方の裁量による自由な施設整備が可能、計画申請等の窓口を一本化し事務手続きを大幅に簡素化、事業進捗等に応じた事業間での予算融通や年度間の事業量の調整が可能といった特徴を有する交付金による地域再生を推進するため、平成18年度予算において、事業規模を大幅に拡大（810億円→1,377億円）するとともに、合併処理浄化槽を整備する場合、一定の範囲で単独処理浄化槽の撤去費を助成対象に加えるなどの制度を拡充。 ○まちづくり交付金（拡充） 2,380億円 全国都市再生をより一層推進するため、事業規模を大幅に拡大（1,930億円→2,380億円）するとともに、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業を行う地区について、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大し、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを推進。 ○地域住宅交付金（拡充） 1,520億円 地方公共団体が主体となり、自主性と創意工夫を活かしながら、総合的かつ計画的に進める公的賃貸住宅等の整備や面的な居住環境整備などの地域における住宅政策を一層推進等するため、市街地再開発事業の基幹事業への追加等を行う。また、公営住宅建設費等補助等の交付金化を一層推進し、予算額を大幅に増額（580億円→1,520億円）。 ○村づくり交付金（拡充） 250億円 農業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的、一体的に実施し、予算額を大幅に増額（100億円→250億円）。 ○里山エリア再生交付金（新規） 110億円 花粉発生源対策、竹侵入対策、耕作放棄地対策や野生鳥獣害への対策等里山エリアの抱える様々な課題に柔軟かつ効果的に対応するため、居住地周辺の森林や居住基盤に関する整備を、地域の創造力を活かして総合的に実施する仕組みを創設。 ○漁村再生交付金（拡充） 97億円 地域が主体となった個性ある漁村の再生を推進するため、市町村が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備等を含めた総合的な事業を実施できる仕組みの導入により、国の関与を縮減し、漁業生産基盤と生活環境基盤の整備を効率的・効果的に実施し、予算額を大幅に増額（30億円→97億円）。	地域再生基盤強化交付金 1,377億円（国全体） （内閣府に一括計上し、施設所管省庁に移し替えて執行） ・汚水処理施設整備交付金 〔公共下水道・集落排水・浄化槽〕 ・道整備交付金 〔地方道・農道・林道〕 ・港整備交付金 〔地方港湾、第1種漁港〕

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	○循環型社会形成推進交付金(拡充) 430億円 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)をより一層推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金」を平成17年度に創設し、平成18年度に拡充(263億円→430億円)。 ○自然環境整備交付金(継続) 14億円 国が応分の費用負担を行いつつ地方と協力して整備をすすめていくため、国定公園整備に係る地方の裁量性を高めた自然環境整備交付金を平成17年度に創設し、平成18年度も継続。 (内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)	
(3)事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の関係の明確化 ○河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化【平成14年度中に着手】 河川及び道路についての直轄管理区間の指定基準については、平成15年度を初年度とする国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の策定過程において必要な作業を行い、策定する。 なお、国道の直轄管理区間の指定基準については、当該基準が、新設・改築に関する国と地方の役割分担にも適用されるものとする。	平成16年3月15日に「河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)」及び「道路法施行規則(昭和27年建設省令第7号)」を改正し、河川及び道路の直轄管理区間の指定基準を法令化したところである。(国土交通省)	
○地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成14年度中に実施】 地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置し、事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る。	新たに設置した地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部との定期的会議を通じて、所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図ることとしており、各地で会議を開催している。(国土交通省)	
○地方整備局における公共事業に係る施策運営の共同点検等のための機関の設置【平成14年度中に実施】 地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等のための機関を地方整備局に設置する。	地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等については、地方ブロックごとの主な施策運営に対する第三者の視点からの多岐にわたる意見聴取を行い、共同点検等を行うため、新たな会議の設置や各種会議の活用を図り、各地で会議を開催している。(国土交通省)	
○直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等【平成14年度以降逐次実施】 従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底するとともに、新たに設置する地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議において、調整を図る。さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る。 なお、当会議としては、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たって地方公共団体との事前協議制度等の導入を検討するよう、提言したい。	直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施については、これまでに行っている事業内容、事業費等に関する情報交換・意思疎通の円滑化のための措置について周知、徹底するとともに、新たに設置した、地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議において調整している。当該会議については、毎年度早い時期に少なくとも1回は開催することとし、当該会議を通じて、所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るとともに、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討している。 また、事業内容、事業費等に関する情報交換・意思疎通の円滑化のための措置については、これまで、概算要求終了後及び年度当初等において、予定される事業内容、事業費等に関して情報提供してきているところであるが、16年9月にはさらに詳細な情報を提供する旨、周知、徹底を図ったところである。 (国土交通省)	
○維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等【逐次実施】 地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行う。	維持管理に関する直轄事業負担金については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、段階的縮減を含め、見直しを行う。(国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し【逐次実施】 地方分権推進計画に基づき、引き続き、直轄事業負担金に係る事務費について、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものにする。	直轄事業負担金に係る事務費については、地方分権推進計画に基づき、引き続き、国直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、更に見直しを行う。 (国土交通省)	
(4) 社会資本の管理に係る国の関与の縮小 ○ 特定重要港湾の入港料に関する関与の見直し【平成15年度中に着手】 地方分権一括法において事前協議(同意)とされた特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議(同意)については、平成12年4月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要があるが、できる限り港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう、議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、関係者の意見も聴取しつつ、その在り方の見直し作業に着手する。	今後も、引き続き関係者からの情報収集及び状況の把握に努めつつ、平成16年3月30日に立ち上げた「入港料に関する検討委員会」において、さらに検討を行い、18年度中に結論を得ることとしている。(国土交通省)	
○ 地方の有料道路料金に係る国の関与の見直し【継続的検討】 地方の有料道路料金に係る国の関与の在り方は、議会の議決を経ているものであることを踏まえ、有料道路政策全体の見直しの中で、その在り方も検討すべきである。	国土交通大臣の許可は、「道路無料公開の原則」との関係で置かれているものであるが、実際の運用に当たっては、借入金の確実な償還が担保されれば、弾力的な料金設定についても許可を行い、駐車場料金の一部については許可を不要とする(H17.10.1措置)等、運用の見直しを行っている。(国土交通省)	
○ 地方自治法第244条の2に基づく公の施設の管理受託者の範囲の拡大【次期地方自治法改正の際に併せて実施】 現行法上、公共団体、公共的団体及びいわゆる第3セクター等に限定されている地方自治法第244条の2の公の施設の管理受託者の範囲を、民間事業者まで拡大する。	公の施設の管理に関する制度について、地方公共団体の管理権限の下で、出資法人等が管理受託者として管理の事務・事業を執行する管理委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(「指定管理者」)が管理を代行する指定管理者制度へ転換することを盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)は平成15年9月2日に施行された。 (総務省)	
(5) 個別の公共事業分野における課題への対応 国土計画 ○ 全国総合開発計画の簡素合理化等国土計画体系の抜本的見直し【平成14年度中に検討、その結果を踏まえて実施】 全国総合開発計画等については、厳しい見直しに基づき、社会資本の整備水準の向上等の社会経済情勢の変化を踏まえて国土の計画的な利用と保全をより重視したものに転換することとし、地方公共団体の自主性、主体性をできる限り尊重する観点等から、その効果や影響が全国的、広域的な範囲に及ぶプロジェクト等を記述の対象とすることを基本とする等その簡素合理化を図る。 全国総合開発計画と国土利用計画全国計画を統合することに伴う国土総合開発法及び国土利用計画法の検討に当たって、地方公共団体が自主的に策定している総合計画等と国土利用計画法に基づく計画の関係の弾力化を図るなど、簡素合理化を図る方向で、整理する。 その際、都府県総合開発計画、都府県総合開発審議会に係る規定については、地方分権の観点からその必要性について見直し、整理を行う。	国土計画体系の見直しについては、平成17年7月に「国土総合開発法」(昭和25年法律第205号)を「国土形成計画法」とし、制度内容について抜本的改正を行った。 具体的には、計画事項等の見直しによる、「開発」を基調としたこれまでの国土計画から利用と保全を重視したものに転換 計画の名称を国土総合開発計画から国土形成計画に変更 国土形成計画は国が作成する全国計画と広域地方計画のみに簡素合理化 全国計画の計画内容は「全国的な見地から必要と認められる基本的な施策」であり、広域地方計画の計画内容は「一の都道府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策」であることを明記 計画の基本理念として、地方公共団体の主体的な取組を尊重することを明記 国土形成計画全国計画は、国土利用計画全国計画と一体的に作成 全国計画の作成において都道府県等の意見を聴くとともに、都道府県等の全国計画への提案制度を導入するほか、広域地方計画は関係都府県等からなる広域地方計画協議会における協議を経て策定 都府県総合開発計画、都府県総合開発審議会に係る規定の削除等の改正をした。(国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
総合保養地域整備法 ○ 同意基本構想の廃止等制度の根本に立ち返った見直し【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】 総合保養地域整備の在り方について、政策評価や「総合保養地域に関する懇談会」の検討結果等も踏まえ、見直しを検討する。その際、この間における社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の進捗の見込みがなく、実現性が乏しくなっている地域の同意基本構想については、廃止される方向で整理する。	国土交通省の政策評価書「総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 - 」(平成15年3月27日)や主務省(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)による「総合保養地域に関する懇談会」の検討結果等を踏まえ、主務省連携の下、平成16年2月に基本方針の変更を行った。変更後の基本方針では、道府県において、これまでの総合保養地域の整備について政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直す必要があるとしており、見直しの結果、特定地域全体として実現性が見込まれない場合には、同意基本構想は廃止するものとしている。 平成17年5月には道府県担当課長会議を開催し、同意基本構想の抜本的見直しを促したところであり、各道府県において政策評価等が進められているが、見直しの結果、愛媛県、高知県においては、平成18年1月、岩手県、埼玉県においては同年3月、主務大臣の同意を得て基本構想を廃止するに至った。(国土交通省)	
都市計画、農地等の土地利用制度 ○ 都市計画及び農地転用の制度改革の状況の速やかなフォローアップ等の実施【平成16年度以降を目途に実施】 都市計画及び農地転用許可権限の在り方については、地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改革の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改革から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討する。その際、関連する制度の在り方等についても、検討するものとする。	(都市計画) 制度改革の定着状況等について、全国の地方公共団体に対する調査を実施する等フォローアップを行っているところ。 また昨年6月30日、社会資本整備審議会に対し、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」について諮問したところであり、今後、都市計画・歴史的風土分科会において、地方分権の視点も含めて、検討を進めることとしている。(国土交通省) (農地転用許可権限) 農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 また、農地制度の改革について、総合規制改革会議第3次答申では、農地転用規制の運用の厳格化や国民各層からの意見を聴取し総合的な検討等を行うことを求めている。 このような中、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け行ってきた食料・農業・農村政策審議会企画部会において、優良農地の確保と農地転用許可制度全体の在り方が議論されてきたところであるが、同部会での慎重な検討が必要との議論及び運用実態を踏まえ、優良農地の確保を図るための農地転用許可権限の在り方を引き続き検討する。(農林水産省)	
○ 特例市等への農地転用の権限移譲の在り方の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】 フォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、都道府県の許可権限の在り方と併せて、都道府県の法定受託事務とされた農地転用許可権限についても事務処理特例条例によって市町村移譲ができることとされたことを踏まえ、事務処理特例条例による権限移譲の進捗状況を見極めつつ、特例市等一定の規模能力のある市町村への権限移譲の在り方も、検討課題とすることとする。	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 また、農地制度の改革について、総合規制改革会議第3次答申では、農地転用規制の運用の厳格化や国民各層からの意見を聴取し総合的な検討等を行うことを求めている。 このような中、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け行ってきた食料・農業・農村政策審議会企画部会において、優良農地の確保と農地転用許可制度全体の在り方が議論されてきたところであるが、同部会での慎重な検討が必要との議論及び運用実態(平成18年2月現在、1道15県において農地転用許可に関する知事権限の一部を事務処理特例条例に基づき143市町村に移譲)を踏まえ、優良農地を確保するという国の責務を果たす観点から、農地転用許可制度における市町村への権限移譲の在り方も引き続き検討課題とする。(農林水産省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 農地制度の見直し【平成14年度中に検討、一定の結論】 有識者懇談会での議論を踏まえ、農山村をめぐる国民の価値観の変化、農山村地域における土地利用に関する課題等に対応する観点から、住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組みを促進するため、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討する。	「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会（アドバイザーグループ）」での議論を踏まえ、市町村のイニシアティブによる農地の保全及び効率的利用を確保するための取組を促進するため、市町村が条例に基づき策定する土地利用計画において、宅地等農地以外の用途に供することを予定する区域（転用予定区域）として定められている区域については、農振法上農用地区域から除外できることとするとともに、農地法上も転用許可を可能とする等の措置を講じた。（農振法施行規則及び農地法施行規則の改正 平成15年8月20日施行）（農林水産省）	
○ 人口要件の引下げ等による特例市等の拡大による開発許可権限の移譲【平成14年度中に検討に着手】 都市計画法に基づく開発許可については、人口要件の引下げ等による特例市等の拡大により、権限の移譲を図る。	平成17年12月に第28次地方制度調査会は、国と地方の役割分担を見直し、指定都市、中核市、特例市等の都市の規模・能力に応じた事務権限の一層の移譲が進められるべきであり、特に、三大都市圏の市町村に係る、既成市街地、近郊整備地帯等における都市計画権限の制限等については、早急に見直しを図ることが必要であると答申している。（総務省） 国土交通省としては、平成15年3月14日及び12月18日に「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第252条の17の2に基づく事務処理特例制度等を活用した開発許可権限の市町村への移行状況の情報提供及び計画的かつ円滑な移行の要請を都道府県に対して行った。（平成18年4月1日時点で255の市町村へ開発許可権限が移行）（国土交通省）	
○ 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成16年度以降を目的に実施するフォローアップの結果に応じて検討】 地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況についてフォローアップを実施し、その結果に応じて見直しを検討する際、三大都市圏の中核市への権限移譲について、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。	制度改正の定着状況等について、全国の地方公共団体に対する調査を実施する等フォローアップを行っているところ。 また昨年6月30日、社会資本整備審議会に対し、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」について諮問したところであり、今後、都市計画・歴史的風土分科会において、地方分権の視点も含めて、検討を進めることとしている。（国土交通省）	
河川 ○ 河川に係る地方公共団体からの意見等への対応状況の公表【平成14年度中に実施】 関係市町村から寄せられる直轄河川の管理に関する意見等への対応状況を、国土交通省地方整備局ホームページ上に公表する。	関係市町村から、名取川水系（宮城県）、鶴見川水系（神奈川県）、梯川水系（石川県）、菊川水系（静岡県）、太田川水系（広島県）、小瀬川水系（広島県、山口県）、肱川水系（愛媛県）、大淀川水系（宮崎県、熊本県、鹿児島県）等の河川管理に関して寄せられた意見等への対応状況について、地方整備局ホームページ上で公表を実施している。（国土交通省）	
○ 河川整備基本方針の策定における都道府県の意見を適切に聴取、反映されるような仕組みの充実【平成14年度中に実施】 各一級河川の河川整備基本方針の策定に関し、指定区間については都道府県が管理していることも踏まえ、社会資本整備審議会河川分科会の構成に当たって、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとすることにより、実質的に意見を反映できる仕組みとする。	平成14年度より、関係する都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとし、関係する都道府県知事を任命している。 平成16年度に引き続き、平成17年度においても、平成17年4月12日の河川分科会河川整備基本方針検討小委員会、平成17年4月15日の河川分科会における岩木川、鶴見川、庄内川の河川整備基本方針の審議をはじめとし、計17回の河川整備基本方針検討小委員会、計7回の河川分科会の臨時委員として当該水系の関係する都道府県知事を延べ41人任命している。（国土交通省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
砂防及び地すべり防止事業 ○ 砂防指定地等の指定に係る実態調査【平成14年度中に着手】 砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の在り方に関し、地方公共団体の状況、砂防指定地指定事務及び砂防指定地管理等について、データ収集・分析等の実態調査を実施する。 ○ 砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の都道府県への移譲の検討【平成14年度中に着手する実態調査結果を踏まえ検討】 全国知事会から、都道府県知事から指定要望のあった箇所について国土交通大臣等が指定を行っていること、実質的な事務は都道府県が行っていること等を理由として、権限移譲の要望がなされている砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限について、実態調査の結果を踏まえ、権限移譲について検討するものとする。	都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握するため、「砂防指定地及び地すべり防止区域の指定等に関する実態調査について（平成15年3月27日国河砂第30号）」等により調査を行った。 本調査結果における都道府県の砂防指定地指定事務等の実態を把握・分析しつつ、指定権限と併せ、管理・工事施行のあり方等について多方面から検討を行っている。また、指定事務の迅速化にも取り組んでいるところである。 (農林水産省・国土交通省)	
○ 砂防、地すべり、治山等の対策に係る都道府県段階での総合的な取組みの促進【随時実施】 砂防、地すべり、治山等の対策について、地方公共団体の意見を聴取しつつ、都道府県段階等での総合的な取組みを促進する。	砂防事業と治山事業については、国及び都道府県において設置されている「砂防治山連絡調整会議」により連絡調整の緊密化が図られ、円滑かつ効果的な事業実施が図られており、地すべり対策事業については、地すべり等防止法に基づき地すべり防止区域の指定時に都道府県の意見聴取や関係省庁間の協議等が行われることにより、円滑かつ効果的な事業実施が図られているが、必要に応じ地方公共団体の意見を聴取しつつ、引き続き都道府県段階等での総合的な取組みを促進することとしている。 平成17年度については、47全都道府県において砂防治山連絡調整会議を実施しており、相互に調整を行うことにより、都道府県段階での総合的な取組みが図られた。 (農林水産省・国土交通省)	
道路 ○ 地域の実情に応じた道路整備に資する道路の構造に係る見直し【平成15年度以降逐次実施】 地域の実情に応じた道路整備を弾力的に進める観点から、道路構造令等の基準の見直し等を行い、道路の構造に係るローカル・ルールを導入する。 まず、交通量が少なく狭隘であるが、沿線住民の生活維持の観点から必要不可欠な中山間地域の道路の区間について、地域の実情に合致した道路構造とすることにより、一定の旅行速度と安全性の確保を迅速に実施することを目的とした1.5車線の道路整備手法を導入する。 さらに、都市内において限られた道路空間やコスト縮減等の課題に対処するため、乗用車や小型トラックのみ通行可能とする「乗用車専用道路」制度等を導入する。	【1.5車線の道路整備手法】 平成14年10月16日付で「1.5車線の道路整備の進め方について（案）」を各自治体に提示し、1.5車線の道路整備を実施する路線の抽出、整備計画の策定及び技術的基準の制定手法等の事例を示している。 これに基づき、平成15年度より1.5車線の道路整備手法を積極的に導入しており、平成18年度においても、引き続き地方道路交付金事業（地方道路整備臨時交付金）により支援していく。 【乗用車専用道路】 平成15年7月、通常の規格に比べて小さい道路である「乗用車専用道路（小型道路）」の構造要件として設計車両、車線幅員、建築限界、縦断勾配等についての規定を定める道路構造令改正を実施し、「乗用車専用道路」の導入を可能とした。 (国土交通省)	地方道路整備臨時交付金 7,393億円
○ 道路関係の統合補助金の拡大の検討、地方道路整備臨時交付金の運用の実態把握と改善【逐次実施】 道路関係の補助事業における統合補助金の拡大を検討する。 地方道路整備臨時交付金について、運用の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、所要の改善に努める。	【統合補助金の拡大】 平成15年度に交通安全事業地区一括統合補助制度を拡充し、対象事業に道路の改築を追加した。 【地方道路整備臨時交付金の運用の改善】 地方の自主性のもと、創意工夫を凝らして地方道の整備が進められるよう、地方の裁量性を高める運用改善を行ってきており、平成15年度は個別事業毎の国費の割合を自由とする運用改善、平成16年度は個別事業の配分を地方に委ねる運用改善、平成17年度は国費と地方費の割合を次年度以降に調整することを可能とすることや設計審査手続きの簡素化等の運用改善を行った。 さらに平成18年度は、計画策定や評価等のソフト面の検討経費を支援対象とする運用改善を行う。 (国土交通省)	交通安全事業地区一括統合補助 320億円 地方道路整備臨時交付金 7,393億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
住宅 ○ 都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容等の見直し【平成17年度までに検討】 住宅建設計画法に基づく住宅建設計画の枠組みについて、公営住宅制度について地方分権の推進を図る観点等から、都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容を含め、現在の第8期住宅建設五箇年計画の期間中に見直しを実施する。	平成17年9月26日に、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」について答申がなされた。これを受けて、現行の住宅建設計画法を廃止し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、基本的施策、国等の責務、住生活基本計画制度を定める「住生活基本法案」を今通常国会に提出した。公営住宅制度については、同法案において、国が整備事業量を定めて都道府県に通知する従来のトップダウン型を見直し、都道府県が供給目標量を定め、国土交通大臣の同意を求める仕組みとしている。(国土交通省)	地域住宅交付金 1,520億円 公営住宅整備等経過措置分 411.3億円 (それぞれの内数)
○ 公営住宅等に係る補助制度の見直し【逐次実施】 公営住宅等に係る補助制度については、公営住宅建替と大規模改修(リフォーム、耐震改修)等の選択の弾力化等、地方公共団体の総合的な取組みを支援することとし、地方公共団体が自主的に策定する「公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、大規模改修等に対し助成する等必要な措置を講ずる。	これまで措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施。 ○ 三位一体改革に対応し、公営住宅等家賃対策補助については、廃止・一部税源移譲。平成17年度以前に管理開始された公営住宅に係る補助に相当する金額は税源移譲の対象とする。あわせて、これを越えて必要となる公営住宅に係る家賃の低廉化に関する事業については地域住宅交付金で対応。 ○ 公営住宅の住宅共用部分の整備費に対する助成対象額の算出方法について、従来の実工事費の積上げを原則とする方法を改め、簡便な方法に一本化。(国土交通省)	地域住宅交付金 1,520億円 公営住宅建設費等補助 341億円 公的賃貸住宅家賃対策補助 158億円
都市公園 ○ 都市公園の設置基準、公園施設の種類を含む都市公園の設置及び管理の在り方など都市公園制度の見直し【平成14年度中に検討】 都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、地域の実情に応じた公園整備をより一層促していく観点から、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会において、今年度中に次の事項を中心として、都市公園の設置基準、公園施設の種類等を含む都市公園制度の在り方について審議を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講じる。 公園施設・占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、建ぺい率の上限等を定める等、オープンスペースとしての機能の保持に留意した上で、条例により追加可能とする。 身近な公園に関する設置基準について、運用の実態を踏まえ、できる限り概括的な基準に止めるよう政令で一律に定めている誘致距離の標準に代えて、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的条件等を踏まえた配置方針を定めることとする。 なお、都市公園法施行令において定められている一の市町村の都市公園面積の標準は、都市公園整備は当該市町村の自然環境や歴史的環境も踏まえて自主的に行うべきことから、その在り方の見直しを検討することとし、今後、単純な引上げは実施しない。	については、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会第一次報告(平成14年12月に都市計画部会に報告)を受け、「都市公園法施行令」(昭和31年政令第290号)を改正(平成15年政令第101号、平成15年3月28日公布・施行)し、休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設である公園施設並びに仮設の占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、条例により追加可能とした(平成14年度中に措置済み)。 については、当該改正により、身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した(平成14年度中に措置済み)。 また、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)」(平成16年6月18日公布、同年12月17日施行)により、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的条件等を踏まえ、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項を定め、これに従って都市公園を整備できるとされた(平成16年度中に措置済み)。(国土交通省)	都市公園事業費補助 712億円
下水道 ○ 下水道の費用負担の在り方や整備手法等の検討【逐次検討】 下水道の整備に当たっては、大都市部の汚水処理を中心に整備水準が向上し、今後、維持管理・更新が重要となることを踏まえ、経営的視点から費用負担の在り方や整備手法等について検討する。 また、流域単位で効率的に水質環境基準等の目標を達成するため、排出者責任と受益の帰着の観点から、流域全体の費用負担について検討する。	排出者責任と受益の帰着の観点からの流域全体の費用負担について検討するため、汚濁負荷削減にかかる経済的手法の導入に関する調査の一環として、平成14年度から東京湾流域を、平成15年度からはさらに伊勢湾流域も対象に加えて排出枠取引のシミュレーションを行うなど、効率的な費用負担の在り方等について検討を行ってきたところ。これらの検討を踏まえて、流域全体で高度処理を効率的に推進し、閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、下水道管理者間で高度処理を協力して行う手法を創設する下水道法の一部を改正する法律(平成17年法律第70号)が平成17年6月22日に公布され、平成17年11月1日から施行されている。(国土交通省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 下水道の維持管理の民間委託の促進方策の策定【平成14年度中に実施】 維持管理業務委託等調査専門委員会における検討を踏まえ、平成14年度中に民間委託の促進に必要な条件整備の在り方をとりまとめ、これに基づき必要な措置を講じる。	(社)日本下水道協会に設置された維持管理業務委託等調査専門委員会において、民間委託の促進に必要な条件整備に関する調査・検討が進められ、平成14年度末に包括的民間委託の実施に関するマニュアル等として「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」が取りまとめられた。 これを踏まえ、国土交通省から平成15年3月27日付け事務連絡により、維持管理業務の一層の効率化に資するよう周知徹底を図っている。 また、平成16年3月30日付け下水道管理指導室長通知、平成16年4月20日、同年9月17日及び平成17年4月22日に開催した全国下水道主管課長会議において、包括的民間委託の推進について更なる周知徹底を図っている。更に、平成17年3月31日付け下水道管理指導室長通知により、包括的民間委託を推進するにあたって必要とされる技術水準の維持向上等について周知した。(国土交通省)	
○ 下水道施設基準の制定【平成14年度以降実施】 下水道施設基準について、性能規定として基準を制定する。	下水道施設基準については、平成15年9月25日に下水道法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第435号)を公布(平成16年4月1日より施行)し、同施行令の中で性能規定として基準を制定している。(国土交通省)	
港湾 ○ 効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点等のこれまでの方向を踏まえた取組み【逐次実施】 港湾については、地方分権推進委員会第5次勧告を踏まえ、直轄事業の基準の明確化が図られてきたところであり、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から重要港湾から地方港湾への見直し、直轄事業箇所数の縮減等の取組みが進められてきたところである。 今後とも、そうした方向での取組みを検討するとともに、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資に努める。	平成18年度予算においても、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点から、投資の効率化を推進し、引き続き、政策上重要な港湾に選択的かつ集中的に投資する措置を講じている。 ・重要港湾の実施箇所数を更に削減 (850箇所 → 790箇所 → 740箇所 → 700箇所) ・地方港湾の実施港数を更に削減 (244港 → 226港 → 210港 → 170港) 今後においても、引き続き、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資を行うための取り組みを進めることとしている。(国土交通省)	港湾改修費補助 578億円
農業農村整備 ○ 農業農村整備における国の役割の重点化【平成15年度以降逐次実施】 農業農村整備においては、これまでも事業実施方式の改革に取り組んできているが、農業農村整備事業については、地方分権推進の観点から、今後とも、国の役割の重点化を進める。 このため、国営農地開発事業を廃止するとともに、国営かんがい排水事業のうち国営造成土地改良施設整備事業の採択要件を引き上げる。	これまで措置した事項に加え、平成18年度予算においては、次の措置を実施。 ○国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、地域整備関連総合整備事業、地域開発関連基盤整備事業について、平成18年度以降の新規採択を取りやめ。 ○国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農地環境整備事業の事業メニューのうち農村公園整備事業を廃止。 (農林水産省)	地域整備関連総合整備事業 4億円 地域開発関連基盤整備事業 4億円 農地環境整備事業 10億円
○ 農業農村整備に係る費用対効果分析の一層の高度化及び再評価、事後評価における費用対効果分析の実施【平成15年度以降実施】 農業農村整備事業においては、費用対効果分析の内容について、算定手法の一層の向上を目指した検討を行い、また、国の直轄事業に係る再評価や事後評価においても費用対効果分析を適用することとし、平成15年度以降、段階的な試行に着手する。	農業農村整備事業における事前評価における費用対効果分析手法の改善並びに国の直轄事業に係る再評価及び事後評価における費用対効果分析について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会に諮りつつ検討を進めている。 事前評価における費用対効果分析手法の改善については、新たな効果算定手法の構築等、平成16～17年度にかけて検討を進めて、今後は手法の導入に向け、基本方針及びマニュアルの策定を行う。 また、国の直轄事業に係る再評価や事後評価における費用対効果分析については、平成15年度に代表地区において試行を行い、平成16年度には、前年度の試行結果を踏まえ、再評価、事後評価の対象となる全ての地区において試行を実施した。平成18年度においても、引き続き、全ての地区において実施することとしている。(農林水産省)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 既存の生産基盤施設に係る改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方【平成15年度以降実施】 直轄事業を含め、既存の生産基盤施設に係る改修事業の実施に当たっては、管理主体による適切な維持管理を促していく観点から、改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方を検討することとし、予防保全等土地改良施設の長寿命化に資する維持管理や、計画的・機動的な更新の実施など、基幹的な農業水利施設の適切で効率的な保全と更新について、検討を進め、実施に移す。	既存ストックの有効活用を促進し、維持管理費や更新費用を含めたライフサイクルコストの低減を図る観点から、予防保全対策を講じ、施設の長寿命化を図る国営造成水利施設保全対策指導事業及び国営造成水利施設保全対策事業を平成15年度より実施している。 また、基幹的な国営造成施設等の保全と更新を効率的に実施するため、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行う「農業水利ストック有効活用緊急整備調査」を平成16年度より実施している。(農林水産省)	国営造成水利施設保全対策事業 4億円
地域主体の森林管理の在り方 ○ 地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の検討【逐次実施】 借入金に多くを依存して分収林を造成してきた林業公社が各地域で経営的に厳しい状況となっているように、民有林においても、森林所有者による林業生産活動を産業政策の観点から助長していけば適切な森林整備が行われ、森林の公益的機能が自ずと確保されるとの考え方の転換が求められている。 森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図るとともに、今後さらに、地域の実態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の方向性を検討し、実施に移していく。	森林の整備については、地方公共団体の自主性、裁量性を発揮させるため、林道改良統合補助事業(15年度)、道整備交付金(17年度)等を創設してきたところである。 平成18年度予算においても里山エリアの抱える様々な課題に柔軟かつ効果的に対応するため、居住地周辺の森林や居住基盤に関する整備を、地域の創造力を活かして総合的に実施する里山エリア再生交付金を創設するなど、森林計画制度に基づき地域特性に応じた森林整備を推進することとしている。(農林水産省)	地域再生基盤強化交付金・道整備交付金 (1,377億円の内数) 里山エリア再生交付金 110億円
廃棄物対策 ○ 廃棄物処理に係る国の総合的な責任の明確化等【平成14年度中に中央環境審で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 平成14年中に中央環境審議会において必要な検討を進め、その結果に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等必要な措置を講じる。 この場合において、現在、暫定的に法定受託事務とされている都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、産業廃棄物対策が我が国の環境政策における全国的な問題となっていることを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、国の責務や総合的な責任強化の方向の明確化等を図った上で、法定受託事務と位置付ける方向で検討する(地方分権推進計画の定める法定受託事務のメルクマールについては、産業廃棄物処理の現状を踏まえて、今後整理を行うものとする。)。なお、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を開き、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぎ、これを成し遂げた時点においては、廃棄物処理に係る事務事業の本質及び産業廃棄物をめぐる環境変化を踏まえ、自治事務とすることを検討するものとする。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の国の責務については、産業廃棄物分野の構造改革を進め、円滑に成し遂げるという観点から、産業廃棄物処理に関する国の責務を明確化する方向で検討する。また、広域行政の視点も踏まえ、国の総合的な責任の強化を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の国の廃棄物に関する基本方針の内容の明確化を図る。	○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)において、国の責務を明確化し廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として規定した。 ○ 暫定的に法定受託事務とされていた都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、「地方分権推進計画の法定受託事務のメルクマール(4)」に区分され、法定受託事務として整理されている。 ○ さらに、平成16年1月に中央環境審議会でも取りまとめられた「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について(意見具申)」では、「産業廃棄物の不適正な処理により都道府県の区域を越えて生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために緊急の必要がある場合には、国は、当該支障の除去又は発生の防止に関する必要な対応を講ずることを都道府県に対して指示することにより、広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである」とされたところであり、これを踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第40号)により、具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に対し必要な指示ができることとし、国の役割を強化した。	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	○ 悪質業者を市場から淘汰するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選択し、優良業者が市場で優位に立てるよう、関係法令違反により行政処分を受けていないこと 自らの施設や処理実績に関する情報を積極的に公開していること 環境保全の取組を積極的に行っていること - といった点に係る評価基準を設定し、この基準に適合する処理業者に優遇措置を与える仕組みを17年4月に創設することとした。具体的には、廃棄物処理法施行規則の改正により、優遇措置として、評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事等の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新・変更の際に提出する申請書類の一部を省略させることができることとした。 ○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」(平成17年法律第42号)において、広域化する産業廃棄物処理、悪質巧妙化する不適正処理事案等に対して、廃棄物行政が従来の衛生行政の範疇にとどまらず、環境保全行政のウェイトが重くなったことに対応するため、これまでの保健所を設置する市のすべてが産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で定める産業廃棄物関係事務等の一部を、地方自治法(昭和22年法律第68号)第252条の19第1項に規定する指定都市(札幌市等15市) 地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市(旭川市等36市) その他産業廃棄物処理事務を行う能力があると認められる市、が行うこととした。 ○ 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第5号)において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を行い、石綿を含む廃棄物等の安全かつ迅速な処理を実現するため、石綿を含む廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の処理について高度な技術を用いて無害化処理を行う者を国が認定する制度を創設し、石綿を含む廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の処理について国の責務を強化した。 ○ 今後は、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぐとともに法改正の内容を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針を見直し、優良な産業廃棄物処理施設に対する支援などを明確化した。(環境省)	
○ 産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化【平成14年度中に中央環境審議会が必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、各都道府県の取組みや大都市圏の自治体の共同での取組みに対する支援措置等の一層の活用を図る。 排出事業者責任原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、民間の処理体制確保にも資するよう、国民・事業者の理解を求める普及啓発を含め、処理業者の更なる優良化や優良な施設の立地促進を図るなど、処理施設設置の円滑化につながる施策を実施する。 広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、関係都道府県・関係機関の連携確保などの点で、国がより積極的に広域的視点から調整・助言する仕組みを創設する。	○ 産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、都道府県・保健所設置市が関与した公共関与の処理主体である廃棄物処理センター等による産業廃棄物処理施設のモデル的な整備事業に対して国として財政的支援を行っている。 ○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)により、広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として定めるとともに、産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるよう、国は職員のパ派遣その他の必要な措置を講じること努めるものとした。また、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等補助金 30億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	○また、平成9年の廃棄物処理法の改正前に行われた不適正処理が、長期間生活環境上の支障を発生させていることに鑑み、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(平成15年法律第98号)において、都道府県又は保健所設置市が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例等の特別な措置を講ずることができるようにした。 ○さらに、平成16年1月に中央環境審議会で取りまとめられた「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について(意見具申)」では、「産業廃棄物の不適正な処理により都道府県の区域を越えて生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために緊急の必要がある場合には、国は、当該支障の除去又は発生の防止に関する必要な対応を講ずることを都道府県に対して指示することにより、広域的な見地からの生活環境の保全を図っていくべきである」とされたところであり、これを踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第40号)により、具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に対し必要な指示ができることとし、国の役割を強化した。 ○「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第5号)において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を行い、最終処分場の埋立状況等をかんがみ、石綿を含む廃棄物その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の処理について高度な技術を用いて無害化処理を行う者を国が認定する制度を創設し、石綿を含む廃棄物その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の処理について国の責務を強化した。(環境省)	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 38億円
○ 廃棄物をめぐる様々な問題に関係省庁で総合的に取り組む体制の整備等【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 - 不法投棄対策について、地方環境対策調査官事務所を中心としつつ、河川、海岸、森林等の管理業務を行う他省庁の地方支分部局や、都道府県等と連携する体制づくりを行う。	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)により、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした ○また、地域の実情に応じた機動的できめ細かな環境施策を実施するため、平成17年10月に廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等の環境大臣の権限を委任できる地方環境事務所(地方環境対策調査官事務所と自然保護事務所を統合・再編した地方支分部局)を設置し、廃棄物・リサイクル対策担当職員の体制を強化した。 ○上記の他、事務所を中心とした体制づくりのため、携帯情報端末を利用した不法投棄の早期対応システムを導入するとともに、都道府県等関係機関とのネットワークの構築(ブロック会議の実施等)及び立入検査等に必要な備品類の整備を行った。(環境省)	
○ 国の基本方針と都道府県の計画との整合性をとり、県域を超えた問題への対応を図るために必要な措置【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】 - 広域行政の視点での調整という観点から、例えば、最終処分場等の確保が困難な地域における広域的な産業廃棄物処理方針を定める等基本方針の内容の明確化を図るとともに、都道府県が基本方針に則して都道府県廃棄物処理計画を策定するということからも、基本方針について、国及び都道府県が調整する仕組みを創設する。	○国の基本方針と都道府県廃棄物処理計画との整合性をとり、県域を超えた広域的な問題への対応を図る観点から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)により、国が広域的な見地からの調整を行う責務を有する旨定めるとともに廃棄物処理法に基づく基本方針の策定・変更を行う際には都道府県知事の意見を聴かなければならないこととした。 ○産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、都道府県・保健所設置市が関与した公共関与の処理主体である廃棄物処理センター等による産業廃棄物処理施設のモデル的な整備事業に対して国として財政的支援を行っている。	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第93号)により、広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、国が広域的な見地からの調整を行うことを国の責務として定めるとともに、産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるよう、国は職員の派遣その他の必要な措置を講じることに努めるものとした。また、生活環境保全上特に必要がある場合、都道府県と密接な連携を保ちつつ、都道府県知事の権限に属する報告の徴収及び立入検査に関する事務を環境大臣自らが行えることとした。(環境省)	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業等補助金 30億円
地方三公社の在り方 ○ 地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】 地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社検討委員会の検討結果を踏まえ、自主的解散規定の創設等地方住宅供給公社の業務や組織運営の在り方について、地方公共団体の意向を踏まえ国の関与の簡素合理化等の観点からも検討を行い、必要な措置を講じる。	設立団体の判断による自主的な解散を可能とする規定の整備等を行う地方住宅供給公社法の一部改正を含む「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」が平成17年6月29日に公布・施行された。(平成17年法律第78号)(国土交通省)	
○ 地方道路公社の在り方の検討【逐次検討】 地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革の動向等を踏まえて、検討する。	道路関係四公団の民営化の動向を踏まえつつ、地方道路公社の在り方について必要に応じ検討することとする。また、地方公共団体の意向に基づき、2つの地方道路公社が平成17年度中に解散した。(国土交通省)	
(6)「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在り方 ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点 今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方を見直す観点から行われるものであり、また、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で検討されることが必要である。 こうした観点に立って、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から国庫補助負担事業を縮減する方策として、いくつかの基準を提示したい。 その第一は、事業主体の観点からの国の役割の重点化である。この観点から、市町村事業への国庫補助負担は、污水处理施設の整備等全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、国が直接、間接に市町村事業に助成することは縮減していくことを原則とすべきである。市町村のエリアを超える効果をもつものについても、その効果が都道府県の範囲内にとどまるものは、都道府県の自主的な対応を見守ることとすべきである。 第二は、公共事業の対象となる公共施設等の性格に応じた重点化である。公共事業の個別法には、その公共施設等の広域性や重要性から、その内容を区分している例が多い。例えば、道路法上は国道直轄区間、補助国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道があり、土地改良法に基づき広域農道、一般農道等がある。また、港湾は、法律上、その重要度に応じた特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の区分があるほか、関連して、重点化を図る観点から中核・中枢港湾という考え方が導入されている。	【公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等】 1 平成18年度予算においては、三位一体の改革の一環として、国庫補助負担金改革を推進。 ・地方の自主性・裁量性を高める観点から、省庁横断的な地域再生基盤強化交付金の拡充のほか、まちづくり交付金、地域住宅交付金、村づくり交付金、漁村再生交付金の拡充、里山エリア再生交付金の創設等、交付金化(2,504億円)を推進。 ・スリム化の改革(対前年度比1,868億円、4.1%) ・公営住宅家賃対策等補助(940億円)を税源移譲 ・引き続き、対象事業の重点化、採択基準の引上げ、統合補助金化等を実施。 公共事業関係費全体 3,295億円(4.4%) 2 廃止・縮減等の改革の視点への対応 これまで、措置した事項に加え、平成18年度において、下記の措置を実施。 (1) 市町村事業等への国庫補助負担金の廃止縮減等 ○ 地方道事業費補助のうち道路補修事業を廃止。 ○ 高潮対策事業及び侵食対策事業の市町村事業に係る採択基準の引き上げ(8,000万円以上→9,000万円以上)。 ○ 海岸環境整備事業の市町村事業に係る採択基準を引き上げ(9,000万円以上→1億円以上)。 ○ 都市公園整備事業(市町村)の単年度国費の下限を引上げ(1,000万円以上→1,500万円以上)。 ○ 都市再生推進事業費補助のうち次世代都市整備事業を廃止。 ○ 港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限を引上げ(7,000万円以上→8,000万円以上)。	地域再生基盤強化交付金 1,377億円 まちづくり交付金 2,380億円 地域住宅交付金 1,520億円 村づくり交付金 250億円 里山エリア再生交付金 110億円 漁村再生交付金 97億円 地域連携推進事業費補助 2,256億円 海岸保全施設整備事業費補助 374億円 海岸環境整備事業費補助 39億円 都市公園事業費補助 712億円 港湾施設改良費統合補助 58億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
現在、国庫補助負担金の採択に当たって、こうした区分に応じた格差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度が設けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減に当たっては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行うべきである。 また、既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任をもって行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきであり、維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次国庫補助負担事業の廃止・縮減を実行に移すべきである。 第三は、公共事業に係る採択基準の引上げ等の見直しである。地方分権改革の中で、これまでも、実効的な国庫補助負担事業の重点化の方策として、採択基準の引上げが行われてきた。今後の国庫補助負担事業の廃止・縮減、重点化に当たっては、公共事業の各分野の特性を踏まえた一定の目標をもって、段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討すべきである。また、事業採択に係る費用対効果分析等に当たっては、経済情勢等の適正な反映に努めていくべきである。 イ 「改革と展望」の期間中の公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向 「改革と展望」は、「国の公共投資については、その時々々の経済動向を勘案しつつ、『改革と展望』の対象期間を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。また、地方の公共投資の水準についても、国と同一基調で見直していくべきである。」としている。当会議としても、改革と展望が示した公共投資水準の重点化、効率化を着実に実施することを求めるものであるが、今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減も、これを踏まえたものでなくてはならない。 当会議としては、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する観点から、今後、「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏まえつつ、国庫補助負担金の廃止・縮減については、これを上回る縮減を目指して実施すべきであると考ええる。 その結果、公共投資全体に占める国庫補助負担事業のウェイトは、順次低下していくものと考えられる。	(2) 広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化 - 地方道に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。 - 河川、砂防等の補助事業については、緊急的に実施すべき事業に重点化。 - 小規模補助金である砂防環境整備事業、公有地造成護岸等整備統合補助事業を廃止。 - 海岸保全施設補修統合補助事業及び局部改良事業については平成18年度以降の新規採択を廃止。 - 都市公園に係る補助事業について、防災上の必要性があるもの等を除き抑制。 - 水質保全上優先順位が高い地域以外における下水道整備を抑制。 - ゼネラル・アピエーション空港に係る補助制度を廃止。 - 地方港湾について重点化を進め、実施港数を更に削減(210港→170港)。 - 平成18年度から、循環型社会形成推進交付金において、既にその目的を達成したと考えられるし尿・浄化槽汚泥高度処理施設等を廃止するなど、細分化していた交付対象施設を統合し、エネルギー回収推進施設等に重点化する。 (3) 採択基準の引上げ - 補助国道の共同溝事業に係る採択基準を引上げ(1.5億円以上→5億円以上)。 - 住宅宅地供給を促進する必要がある地域における街路事業の採択基準を引上げ(5億円以上→7.5億円以上)。 - 高潮対策事業及び侵食対策事業の市町村事業に係る採択基準の引き上げ(8,000万円以上→9,000万円以上)。 - 海岸環境整備事業の市町村事業に係る採択基準を引き上げ(9,000万円以上→1億円以上)。 - ダム事業については新規箇所を厳選。 - 都市公園整備事業(市町村)の単年度国費の下限を引上げ(1,000万円以上→1,500万円以上)。 - 港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限を引上げ(7,000万円以上→8,000万円以上)。 - 共生保安林整備統合補助事業(800万円以上→1,000万円以上) (内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)	(2) 交通円滑化事業費補助 794億円 地域連携推進事業費補助 2,256億円 沿道環境改善事業費補助 131億円 交通安全施設等整備事業費補助 613億円 海岸保全施設整備事業費補助 374億円 都市公園事業費補助 712億円 下水道事業費補助 7,353億円 空港整備事業費補助 141億円 港湾改修費補助 578億円 (3) 交通円滑化事業費補助 794億円 地域連携推進事業費補助 2,256億円 海岸保全施設整備事業費補助 374億円 海岸環境整備事業費補助 39億円 都市公園事業費補助 712億円 港湾施設改良費統合補助 58億円 共生保安林整備統合補助事業 15億円 漁港漁場機能高度化事業 19億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業縮減の方向 上記のような公共事業に係る国庫補助負担事業の見直しに基づき、当会議における調査審議を踏まえて、公共事業の個別分野ごとの見直しの方向性の概略を述べれば、次のようなものとなる。これらについては、改めて、政府において、個別の事業分野ごとに精査することが必要であることは言うまでもない。なお、下記に掲げた公共施設等はいずれも国民生活に必要なものであり、国庫補助負担事業を廃止・縮減した場合においては、整備水準や事業規模は地方公共団体の自主的な判断に委ねられるとしても、地方公共団体の役割として、必要な事業を実施する責務を有することは留意する必要がある。		
道路等 道路については、市町村道のうちその効果が市町村内にとどまるもののへの国庫補助負担事業は原則として廃止・縮減していくべきである。また、国道補助区間や主要地方道をはじめネットワーク形成の観点等から重要なものへ重点化を図っていくべきである。また、国庫補助負担事業は、採択基準の引上げ等の検討や、バイパスの整備や大規模な交差点改良等の基幹的な事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等に重点化していくことを検討すべきである。 また、農道整備等については、その他の生産基盤整備等と関連して行う農道整備等を除き、道路事業と同様の方向で、地方単独事業との役割分担を踏まえ、見直しを行うべきである。	これまでに措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施。 ○道路整備に対する補助事業は、原則として空港・港湾アクセス道路など重要なネットワークを形成する事業や交通安全対策、沿道環境対策など国家的見地から支援が必要な事業に重点化することにより、抑制。 ○補助国道の共同溝事業に係る採択基準を引上げ。(1.5億円以上→5億円以上) ○地方道事業費補助のうち道路補修事業を廃止(耐震補強など緊急を要する橋梁対策は災害防除事業で支援)。 ○住宅地供給を促進する必要がある地域における街路事業の採択基準を引上げ。(5億円以上→7.5億円以上)(国土交通省) ○平成15年度に広域農道の重点化を図る観点から、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、一般道路との連携や産地の形成の視点により、今後、新規採択が予定されている路線を限定するなどの見直し方針を定めた。これに基づき事業主体である都道府県が検討を行った結果、今後の採択予定路線は4割削減(830km→500km)されるとともに、地域の選択により幅員を狭める等柔軟な整備への取組が強化されることとなった。 ○市町村事業等に係る国庫補助事業の原則廃止・縮減の観点から、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の市町村営等事業は、平成16年度以降、市町村合併支援に資するものを除き、新規採択を中止。(農林水産省)	交通円滑化事業費補助 794億円 地域連携推進事業費補助 2,256億円 沿道環境改善事業費補助 131億円 交通安全施設等整備事業費補助 613億円 農林漁業用揮発油税財源 身替農道整備事業費補助 147億円
治山、治水 河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、それぞれの性格や広域的な効果等に応じ、採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。また、水需要や災害の状況等を踏まえ、新規の多目的ダム、治水ダム等の採択のより一層の重点化を図るべきである。その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべきである。	これまで措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施予定。 【治水事業】 ○河川、砂防等の補助事業については、緊急的に実施すべき事業に重点化。 ○小規模補助金である砂防環境整備事業を廃止。 ○ダム事業については新規箇所を厳選。 (国土交通省) 【治山事業】 ○共生保安林整備統合補助事業の採択基準を引き上げ(800万円以上→1,000万円以上)(農林水産省)	総合流域防災事業費補助等 663億円 統合河川環境整備事業費補助 25億円 河川総合開発事業費補助等 380億円 共生保安林整備統合補助事業 15億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	【海岸事業】 ○公有地造成護岸等整備統合補助事業を廃止。 ○海岸保全施設補修統合補助事業及び局部改良事業については平成18年以降の新規採択を廃止。 ○高潮対策事業及び侵食対策事業の市町村事業に係る採択基準の引上げ(8,000万円以上→9,000万円以上)。 ○海岸環境整備事業の採択基準を引上げ(9,000万円以上→1億円以上)。 (農林水産省・国土交通省)	海岸保全施設整備事業費補助 374億円 海岸環境整備事業費補助 39億円
都市公園 都市公園については、都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、現在、継続実施中の事業を除き、効果が一市町村の範囲内にとどまるものは、整備状況等も踏まえて順次、小規模なものから国庫補助負担事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災上重要な都市公園等に重点化していくことを検討すべきである。	これまで措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施。 ○都市公園に係る補助事業について、防災上の必要性があるもの等を除き抑制。 ○都市公園整備事業(市町村)の単年度国費の下限を引上げ(1,000万円以上→1,500万円以上)。 (国土交通省)	都市公園事業費補助 712億円
公営住宅 公営住宅については、家賃に係る補助と併せて、公営住宅の新設、改善等は国庫補助負担金を受けて行うことが原則となっているが、既存ストックを最大限活用する観点から、改善事業を重視する方向で建設戸数を見直すとともに、改善事業と建設事業との事業費の配分や小規模な改善事業の実施に関して地方公共団体の自主性に委ねていく方向で、国が整備・管理等に関与すべき範囲等を検討すべきである。	これまで措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施。 ○三位一体改革に対応し、公営住宅等家賃対策補助については、廃止・一部税源移譲。平成17年度以前に管理開始された公営住宅に係る補助に相当する金額は税源移譲の対象とする。あわせて、これを越えて必要となる公営住宅に係る家賃の低廉化に関する事業については地域住宅交付金で対応。 ○公営住宅の住宅共用部分の整備費に対する助成対象額の算出方法について、従来の実工事費の積上げを原則とする方法を改め、簡便な方法に一本化。 (国土交通省)	地域住宅交付金 1,520億円 公営住宅建設費等補助 341億円 公的賃貸住宅家賃対策補助 158億円
下水道、農業集落排水 下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等は、その整備に要する財源を一定の範囲内で国が負担することを前提に、大都市等から整備が進められてきたものである。こうしたことから、今後も、汚水処理の衛生処理システムが概成するまでの間は、国庫補助負担事業の継続が必要であると考えられる。その際には、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた全国的な整備水準の今後の見通しとこれに必要な財源全体を明らかにしながら、事業を進めていくことを検討すべきである。 また、汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として、順次地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきである。	平成18年度において、これまでに引き続き下記の措置を実施。 ○汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、下水道污水管きよの維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として廃止。(平成16年度より措置)(国土交通省) ○各都道府県に対し平成14年12月4日付で農林水産省、国土交通省、環境省の連名で都道府県構想の見直しの推進などに関する通知を發出したが、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた整備の見直しとこれに必要な財源については、都道府県構想見直しの中で明らかにされるものである。 なお、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等による効率的な汚水処理施設整備を進める観点から、平成15年10月10日に閣議決定された各省の長期計画(土地改良長期計画、社会資本整備重点計画、廃棄物処理施設整備計画)に汚水処理施設整備の共通目標(汚水処理人口普及率76%(平成14年度)→86%(平成19年度)に上げること)を明記した。 (農林水産省、国土交通省、環境省)	地域再生基盤強化交付金・汚水処理施設整備交付金 (1,377億円の内数) 下水道事業費補助 7,353億円 農業集落排水事業 209億円 浄化槽設置整備事業 浄化槽市町村整備推進事業 264億円
空港 空港の配置的側面からの整備は概成しており、地域開発・振興を主眼とした地方空港の整備は、地方が創意工夫の下に、主体的役割を発揮することが適当である。このため、地域の自主性をより尊重する観点から、国と地方の役割を見直し、現在、継続中の事業や離島空港を除き地方空港の新設に対する国庫補助負担金は抑制するとの方針に沿って、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のない地方空港の整備については国庫補助負担事業の廃止・縮減を図るとともに、地方単独事業で実施する事業の範囲の拡大等を検討すべきである。	これまで措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施。 ○ゼネラル・アビエーション空港に係る補助制度を廃止。 (国土交通省)	空港整備事業費補助 141億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
港湾 港湾については、国庫補助負担事業は、重要港湾の中でも中核・中核港湾等への効率的・効果的な投資が進められているが、今後、利用者数や貨物取扱量等の客観的な指標に基づいて、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の整備の在り方等について検討するとともに、採択基準の引上げ等の検討を行うなどにより、今後の地方港湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の事業は、港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責任と財源で実施していく体制を確立する方向で検討すべきである。	これまで措置した事項に加え、平成18年度において下記の措置を実施。 効率的・効果的な投資を促進する観点から、港湾の整備に対する国庫補助負担事業について採択基準の引上げ等の見直しを実施。 ○港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準の下限を引上げ（7,000万円→8,000万円）。 ○地方港湾について、実施港数を更に削減（210港→170港）。 引き続き、政策上の重要性等に配慮した効率的・効果的な投資を行うための取り組みを進める。（国土交通省）	港湾改修費補助 578億円
農業農村整備 農業農村整備については、下水道等他の污水处理施設の在り方と併せて検討すべき農業集落排水事業等を除き、農村生活環境に係る国庫補助負担事業は、原則として、都市部も含めた住民に身近な社会資本整備に対する国庫補助負担事業の見直しと整合を図りつつ、重点化をしていくことを検討すべきである。 また、農業生産基盤については、算定方法の手法の向上等費用対効果分析の高度化を図った上で、その適切な運用に努めるとともに、国庫補助負担事業の採択基準の引上げ等の検討を行い、国の助成の重点化を図ることを検討すべきである。なお、既存ストックの改修事業等は管理主体の責任と財源で実施することを重視しつつ、農業生産基盤の特性と管理主体を踏まえた適切な財源付与の在り方について検討すべきである。	○従来の農地の整備率の向上を主目的とした「ほ場整備事業」等を廃止し、地域における経営体の育成と経営体への農地の利用集積の推進といった成果目標をより重視した事業体系に転換するため「経営体育成基盤整備事業」を平成15年度より創設した。これに伴い、30%以上の農地利用集積率を新たな事業要件とした。 ○平成16年度に、国庫補助事業の重点化を図る観点から、農村生活環境の整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえて、農業生産基盤の整備と関連するものに絞ることとし、事業メニューを概ね半数（25工種→14工種）に整理統合した。 ○平成16年度に、国と地方の役割を見直し、国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、農村振興総合整備事業の採択基準を引き上げ。 （都道府県） 1億円以上（H15）→2億円以上（H16） （団体営） 5,000万円以上（H15）→2億円以上（H16） ○平成17年度に、国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、中山間地域総合整備事業の農村生活環境の整備を農業生産基盤の整備と関連するもの（16事業種類→13事業種類）に整理統合した。 ○平成17年度に、国と地方の役割を見直し、国庫補助負担事業の重点化を図る観点から、田園空間整備事業の採択基準を引き上げ。 （都道府県） 1億円以上 → 2億円以上 （市町村） 5,000万円以上 → 2億円以上 ○平成18年度に、国庫補助事業の重点化を図る観点から、農地環境整備事業の事業メニューのうち農村公園整備事業を廃止。 ○国庫補助事業の重点化を図る観点から、地域整備関連総合整備事業及び地域開発関連基盤整備事業について平成18年度以降の新規採択を取り止め。 ○費用対効果分析の一層の高度化を図るため、農業農村整備事業における総合的な事業評価手法及び費用対効果分析手法の改善について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会に諮りつつ検討を進めている。 費用対効果分析手法の改善については、新たな効果算定手法の構築等、平成16～17年度にかけて検討を進め、今後は手法の導入に向け、基本方針及びマニュアルの策定を行う。 なお、総合的な事業評価手法については、多段階評価手法の検討を進め、平成17年度に国営土地改良事業の代表2地区において試行的に実施し、平成18年度も引き続き試行的に実施。（農林水産省）	経営体育成基盤整備事業費補助 800億円 農村振興総合整備事業 68億円 中山間地域総合整備事業 380億円 田園空間整備事業 16億円 農地環境整備事業 10億円 地域整備関連総合整備事業 4億円 地域開発関連基盤整備事業 4億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
森林整備 地方公共団体が実施する民有林整備については、地球温暖化対策等を踏まえながら、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図りつつ、より包括的な財源措置の在り方を検討するなど、今後、個別の造林事業ごとに行う国庫補助負担事業を見直し、地域の自主性をより発揮できるような方向で検討すべきである。	森林の整備については、地方公共団体の自主性、裁量性を発揮させるため、林道改良統合補助事業（15年度）、道整備交付金（17年度）等を創設してきたところである。 平成18年度予算においても里山エリアの抱える様々な課題に柔軟かつ効果的に対応するため、居住地周辺の森林や居住基盤に関する整備を、地域の創造力を活かして総合的に実施する里山エリア再生交付金を創設するなど、森林計画制度に基づき地域特性に応じた森林整備を推進することとしている。（農林水産省）	地域再生基盤強化交付金・道整備交付金（地方道、農道、林道） （1,377億円の内数） 里山エリア再生交付金 110億円
水産基盤整備 漁場との関係に十分配慮する必要はあるが、利用範囲が地元の漁業を主とする第1種漁港に対する国庫補助負担事業は、国民への水産物の安定供給の観点から特に重要なものに限定していく方向で検討すべきである。	平成16年度より、地域水産物供給基盤整備事業（第1種漁港の整備）について、原則として、国民への水産物の安定供給の観点から魚種別の生産量に着目した定量指標の導入により、5万人以上の消費を賄える漁港に新規採択の対象を限定。（農林水産省）	地域水産物供給基盤整備事業 470億円
廃棄物処理施設 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくごみ焼却施設の改良等が概成しつつあること、今後のリサイクルの推進等に伴うごみ処理需要の動向等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る費用の有料化の推進を図ることと併せて、処理性能や機能が一般化、普遍化しているごみ処理施設に係る国庫補助事業は、原則として廃止・縮減し、地方公共団体が自らの責任と負担で施設整備を行っていく方向で検討すべきである。その上で、国が補助を行う事業は廃棄物の現状を踏まえ、新たな需要から必要となる施策に係るものに重点化していくべきである。	○一般廃棄物処理に係る有料化については、中央環境審議会の意見具申を踏まえ改正された廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量等に係る国の基本的な方針に沿って、有料化を進めるに当たっての留意事項に関する考え方や、検討の進め方、これまでの知見等についてガイドラインを取りまとめることにより、有料化を行う市町村の取組を支援する。 ○平成15年度及び平成16年度において、既にその目的を達成したと考えられる次の補助事業（新規着工事業）を廃止するなど、国庫補助の重点化を図った。 ・市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち粗大ごみ処理施設、生活排水処理施設、排ガス高度処理施設、灰固形化施設、余熱利用施設及び廃水処理施設（平成15年度） ・市町村が実施する廃棄物処理施設整備事業に対する補助事業のうち不燃物処理・資源化施設（平成16年度） ○平成17年度予算においては、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から、循環型社会の形成という新たな課題に対する取組への政策転換を図るため、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を原則廃止する一方で、「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。同制度においては廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域のかつ総合的に廃棄物・リサイクル施設を整備することとし、熱回収を行わない単純焼却施設などの循環型社会に相応しくない施設は交付対象から除外した。 ○平成18年度から、循環型社会形成推進交付金において、既にその目的を達成したと考えられるし尿・浄化槽汚泥高度処理施設等を廃止するなど、細分化していた交付対象施設を統合し、エネルギー回収推進施設等に重点化する。（環境省）	

産業振興

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
【時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置】		
○ 農林水産関係国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】 国の農業・農村政策の多くが、地方公共団体を通じた補助事業により実施されているが、こうした間接補助の在り方を、国と地方の役割の分担を明確化する観点から見直していくことも必要である。農業共済事業事務費負担金のように、都道府県の負担がなく、実質的には団体や市町村の経費を国が負担している性格のものにも関わらず、都道府県への定額間接補助とされ、その執行が都道府県を通じて行われているものなどは、都道府県の意向も踏まえ、国から団体や市町村への直接補助に改める等の整理を検討すべきである。 地方公共団体が間接補助事業者として、国の補助金等を受けて農林漁業者等に対する助成等を行う事業に関連し、計画づくり等事業を円滑に推進するための地方公共団体の指導事務等に対し推進事業費、推進指導費等の補助金が交付される例が多いが、一定期間継続しているもの等については、地方公共団体の事務としての同化、定着の状況に応じ、廃止・縮減、一般財源化を図っていくべきである。 担い手を中心とした農業政策への転換のためには、国の政策も農業政策に重点化を図るべきである。こうした観点から、経営構造対策事業については、経営体の育成・発展に重点化し、生活環境施設等を補助対象メニューから除外する等の措置が講じられているが、今後とも、農山漁村の生活環境整備等については、住民に身近な社会資本整備に対する国の助成の見直しと整合を図りつつ、地方公共団体の自主性を尊重する方向で見直しを検討していくべきである。	○ 地方公共団体の自主性・自立性を活かした事務事業の展開が可能となるよう、次を内容とする補助金改革を実施。 1 地域再生基盤強化交付金の拡充をはじめとした交付金化の推進 平成18年度は、「地域再生基盤強化交付金」について、広域農道の事業主体の拡充など、より地域にとって使いやすくなるよう制度の拡充を行い、引き続き取組を推進。 また、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援するため、地域が自ら客観的な目標を策定し、事業完了後に評価・公表を行う等、地方の裁量を大幅に拡大し、居住地周辺の森林と居住環境の整備を総合的に実施する「里山エリア再生交付金」を新たに創設するとともに、同様の仕組みを持つ「村づくり交付金」や「漁村再生交付金」についても予算を増額し、取組を推進。 【省庁連携強化に関する交付金の拡充】 地域再生基盤強化交付金 平成17年度に創設された地域再生基盤強化交付金について、平成18年度においても引き続き取り組みを推進。 ・ 污水处理施設整備交付金 ・ 農業集落排水施設・漁業集落排水施設、公共下水道（国土交通省）、浄化槽（環境省）について、同じ市町村で複数の事業を実施する場合に連携を推進 ・ 道整備交付金 ・ 農道・林道と地方道（国土交通省）について、一定の地域で複数の事業を実施する場合に連携を推進 ・ 港整備交付金 地元の利用が主体となっている地方港湾（国土交通省）と第1種漁港において、同一課題に対応する施設の整備等を行う場合に連携を推進 【省庁連携以外の交付金】 村づくり交付金（拡充） 農業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて総合的、一体的に実施。里山エリア再生交付金（新規） 花粉発生源対策、竹侵入対策、耕作放棄地対策や野生鳥獣害への対策等里山エリアの抱える様々な課題に柔軟かつ効果的に対応するため、居住地周辺の森林や居住基盤に関する整備を、地域の創造力を活かして総合的に実施する仕組みを創設。 漁村再生交付金（拡充） 地域が主体となった個性ある漁村の再生を推進するため、市町村が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備等を含めた総合的な事業を実施できる仕組みの導入により、国の関与を縮減し、漁業生産基盤と生活環境基盤の整備を効率的・効果的に実施。（農林水産省）	地域再生基盤強化交付金 1,377億円 (污水处理施設整備交付金) (道整備交付金) (港整備交付金) 村づくり交付金 250億円 里山エリア再生交付金 110億円 漁村再生交付金 97億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	2 農政改革の方向に沿った統合・交付金化 平成18年度は、事務手続きの大幅な簡素化と地域の取り組みの拡大を図るため、平成17年度に創設した7つの交付金について、引き続き実施。 3 地方公共団体の事務費補助金を廃止・縮減し税源移譲 平成18年度は、三位一体改革に関する地方六団体の提案を踏まえ、農業委員会及び普及事業関係交付金、農業共済事業などの事務費補助金を廃止・縮減し、税源移譲する等の取組を行うこととしている。 ○農業共済事業事務費負担金については、都道府県の意向を踏まえ、平成16年度予算から農業共済組合連合会及び特定組合に対して、平成17年度予算から10府県の農業共済組合等に対して国からの直接補助とした。平成18年度予算においては、新たに21道県の農業共済組合に対して、国からの直接補助とすることとした。さらに、三位一体改革において、平成18年度に、市町村営分(55億円)を地方へ移譲することとした。(農林水産省)	食の安全・安心確保交付金 27億円 強い農業づくり交付金 405億円 バイオマスの環づくり交付金 137億円 元気な地域づくり交付金 415億円 森林づくり交付金 37億円 強い林業・木材産業づくり交付金 70億円 強い水産業づくり交付金 118億円 農業共済事業事務費負担金 465億円 うち国からの直接補助 349億円
○ 協同農業普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討、一定の結論】 普及事業の在り方に関する検討会において、今後の普及事業の在り方全般について幅広く検討し、普及事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。 なお、当会議としては、農業改良普及員の在り方については、基本的に都道府県の判断に委ねていくべきとの観点から、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し、協同農業普及事業交付金の一般財源化を検討するよう提言している。 段階的な見直しが必要とする意見があるが、その場合においても、改良普及センターの必置規制、交付金の一般財源化等その交付の在り方、改良普及手当の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。	○協同農業普及事業については、「基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)を踏まえ、以下を主な内容とする農業改良助長法の一部を改正する法律(平成16年法律第53号)に基づく新制度が平成17年4月1日より施行され、事業の重点化・高度化や都道府県の裁量の拡大等の改革を進めているところ。 (1) 政策課題に対応した高度かつ多様な技術・知識をよりの確に農業現場に普及するための普及職員の一元化 (2) 都道府県が自主性を発揮できるよう地域農業改良普及センターの必置規制の廃止 (3) 都道府県が自らの判断で実態に応じた運用を可能とするための農業改良普及手当の上限規定の廃止	協同農業普及事業交付金 36億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	○協同農業普及事業交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度～18年度において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度、平成17年度に引き続き平成18年度においても、前年度比6.9%の縮減（15年度252億円→16年度234億円→17年度218億円→18年度203億円）を行うこととした。さらに、三位一体改革に関する地方六団体の提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一部（167億円）を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととした。 (農林水産省)	
○ 林業普及指導事業の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】 林業普及指導事業の在り方に関する懇談会を開催し、今後の林業普及指導事業の在り方全般について幅広く検討するとともに、協同農業普及事業の在り方に関する検討状況を参考にしつつ、林業普及指導事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。 なお、当会議としては、林業普及指導員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。	○林業普及指導事業については、「基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）を踏まえ、森林所有者等の高度で多様なニーズに対応し得る事業を展開するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、林業普及指導職員の一元化等を内容とする森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）のほか、普及手当の上限規定を廃止した事務次官通知（平成17年3月18日付け）等に基づく新制度が平成17年4月1日より施行され、事業の重点化・高度化や都道府県裁量の拡大等の改革を進めているところである。 ○林業普及指導事業交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度～18年度において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度、平成17年度に引き続き平成18年度においても、前年度比2.2%の縮減（15年度36億円→16年度34億円→17年度30億円→18年度29億円）を行うこととした。さらに、三位一体改革に関する地方六団体の提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一部（24億円）を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととした。 (農林水産省)	林業普及指導事業交付金 5億円
○ 水産業改良普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討に着手】 水産業改良普及事業の在り方については、協同農業普及事業や林業普及指導事業の在り方に関する検討状況を参考としつつ、関係者の意見も聴取して、今後の水産業改良普及事業の在り方全般について幅広く検討を行う。 なお、当会議としては、水産業改良普及員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。	○水産業改良普及事業については、「基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）を踏まえ、漁業者の高度で多様なニーズに対応し得る事業を展開するとともに、都道府県が自主性を発揮できるよう、平成17年3月16日付け事務次官通知等により、水産業改良普及職員の一元化や水産業改良普及手当の上限規定の廃止等を行った（平成17年4月1日施行）。 ○水産業改良普及事業交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度～18年度において、普及事業の重点化・効率化、組織のスリム化を進め、これに沿って、計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度、平成17年度に引き続き平成18年度においても、前年度比6.9%の縮減（15年度6.4億円→16年度5.9億円→17年度5.5億円→18年度5.1億円）を行うこととした。さらに、三位一体改革に関する地方六団体の提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一部（4.2億円）を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととした。 (農林水産省)	水産業改良普及事業交付金 0.9億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】 農業委員会に関する懇談会において、市町村合併の進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織の在り方について検討を行う。 なお、当会議としては、農業委員会制度そのものは存置しつつ、現在の農業委員会の設置について市町村条例による選択制への移行等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、農業委員会交付金の一般財源化を図ることを検討するよう提言している。 農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意見があるが、その場合においても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、交付金の一般財源化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。	○ 農業委員会については、「基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）を踏まえ、農業委員会の設置に係る市町村の裁量を拡大するとともに、その業務運営の効率化等を促進することとし、次の事項等を内容とする農業委員会法の一部改正を行った。 (1) 農業委員会を置かないことができる農地面積の基準の見直し（都府県90ha以下→200ha以下、北海道360ha以下→800ha以下） (2) 組織のスリム化・適正化を図るための選挙委員の法定下限定数の廃止・条例への委任 (3) 農業委員会の法令業務以外の業務について、農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化 国会においては、衆・参農林水産委員会で、農業委員会の必置規制については堅持するとの附帯決議がなされた上で、平成16年5月26日に可決成立した（平成16年11月1日施行）。 ○ 農業委員会交付金については、「基本方針2003」を踏まえ、平成16年度～18年度において、組織のスリム化を進め、これに沿って計画的に2割程度の縮減を行うこととし、平成16年度、平成17年度に引き続き平成18年度においても、前年度比6.9%の縮減（15年度116億円→16年度108億円→17年度101億円→18年度94億円）を行うこととした。さらに、三位一体改革に関する地方六団体の提案を踏まえ、平成18年度に、人件費相当額の一部（46億円）を一般財源化し、それに見合う税源移譲を行うこととした。（農林水産省）	農業委員会交付金 48億円
○ 農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進【平成14年度以降逐次実施】 農地面積の小さい市町村の農業委員会について、市町村の自主的組織権を尊重しつつ、その廃止を含めた見直しを推進する。それ以外の農業委員会においても広域連携を積極的に推進する。	○ 小規模農地面積市町村における農業委員会の設置の見直し及び市町村域を超えた広域連携による農地パトロール等を引き続き積極的に推進している。 ○ 市町村合併の進展や、必置基準面積（都府県200ha、北海道800ha）以下の市町村における農業委員会の設置に関する見直しにより、農業委員会の数は3172（平成15年10月）から、2229（平成17年10月）となった。 ○ 平成18年度予算においては、近接する農業委員会の広域連携による無断転用や産業廃棄物の不法投棄の防止等を目的とした農地の監視活動等の具体的な取組を引き続き推進するための予算を計上した。 ○ 農業委員会系統組織の自主的な取組による広域連絡協議会の設置については、平成19年度目標（372）を達成する見込みである。（農林水産省）	農地の利用調整活動支援事業 8億円
○ 農業委員定数等の組織の適正化等【平成14年度以降逐次実施】 農業委員定数について、農家戸数等の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進するとともに、市町村合併に併せた農業委員定数等の組織の適正化と市町村合併後の農業委員会の運営の円滑化を積極的に推進することとし、所要の措置を講ずる。	○ 市町村合併の進展に合わせ、都道府県農業会議が事前の助言・指導を行うとともに、「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の運用について」（平成16年11月1日付け16経営第4496号農林水産省経営局長通知）により選挙委員定数の見直し等の取組を促進するなど、農業委員定数の適正化等を引き続き推進している。 ○ 農業委員の統一選挙（平成17年7～9月）に際し、農業委員会の選挙委員の定数について、市町村合併の進展等に応じた適正化が図られている。（選挙委員数：44,362人→35,561人）（農林水産省）	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 食品安全基本法（仮称）の制定【平成14年度中に検討、次期通常国会に所要の法案を提出】 消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法（仮称）を制定し、同法において、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定し、実施する責務を有する旨規定する方向で検討する。 地方公共団体の機関を含めたりスク管理を担当する行政機関間の連携を強化するための具体的な仕組みを設ける。 これらを踏まえ、食品安全基本法に則し、食品の安全性に関わる関連法について検討し、所要の改正を行うものとする。 BSE対策等に関連し、農場段階において検査を実施する家畜保健衛生所と食用として出荷する段階において検査を担当する食肉衛生検査所の連携・強化を推進するとともに、地方公共団体が自主的な取り組みとして、家畜保健衛生所の獣医師とと畜検査員である獣医師の人事交流や兼務、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能であることについて、周知徹底を図る。	第156回国会において、「食品安全基本法」（平成15年法律第48号）が成立し、同年5月23日に公布、7月1日に施行された。同法第6条において、「国は、・・・食品の安全性の確保についての基本理念・・・にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第7条において、「地方公共団体は、・・・食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされとともに、第15条において、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない」とされたところである。 また、平成16年1月16日に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、「（地方公共団体を含む）リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける」こととされとともに、「この仕組みに基づき、今後も、リスク管理機関相互の連絡及び協力を着実に実施する」こととされるほか、「（食品安全）委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる」こととされたところである。 同国会において、平成15年5月23日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第55号）、平成15年6月4日に「農林水産省設置法の一部を改正する法律」（平成15年法律第70号）、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律」（平成15年法律第71号）、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律」（平成15年法律第72号）、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第73号）及び「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第74号）が成立しており、一部を除き施行されているところである。 食品衛生法の改正により、監視指導の重点事項等について厚生労働大臣が監視指導指針（平成15年厚労告第301号）を定め、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）は指針を踏まえ、地域の実情に応じた都道府県等食品衛生監視指導計画を定めることとされたが、同監視指導指針では、都道府県等と厚生労働省の連携、都道府県等間の連携、都道府県等内での衛生部局と農政部局との連携等について規定したところである。なお、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく監視指導については、平成16年4月1日から施行されたところである。また、大規模・広域食中毒の発生に際しては、各都道府県等による地域ごとの対応だけでなく、厚生労働大臣が食品衛生法第60条に基づく調査の要請等を行い、危害拡大防止を図ることとした。 上に記載する農林水産省関係の5法律の成立により肥料取締法、農薬取締法、薬事法、飼料安全法等のそれぞれの法律について、リスク管理措置の実施に当たり、関係大臣間において協議等を行うよう、見直しが行われたところである。 また、平成15年5月のと畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び6月の家畜伝染病予防法の一部改正においても厚生労働大臣と農林水産大臣の連携規定が新たに設けられたところである。 これに伴い、厚生労働省医薬食品局長から農林水産省消費・安全局長への協力依頼（平成15年8月29日付け薬食発0829005号）及び厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長への協力依頼（平成15年8月29日付け食安監発0829022号）により、各都道府県食品衛生部局及び農林水産部局に対して連携を周知し、一層の連携強化を推進している。	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	地方公共団体の機関を含めた連携の具体的仕組みとしては、例えば、関係府省と連携した本省・地方レベルにおける意見交換会・講師の派遣等を実施するとともに、リスク管理措置の実施に当たって地方公共団体等を含めたリスク管理機関間が連携する仕組みを整備するほか、BSE対策等に関連し、地域連絡体制の強化のための協議会設置を要請する通知の発出等により、食の安全確保に向けた情報の共有化等、一層の連携強化を推進しているところである。 このほか、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能である旨各都道府県衛生主管部局長及び畜産主務部長あてに平成15年3月19日付けで通知を発出している。 (内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省)	
【地域間の競争を促す国の中小企業政策等の在り方の観点からの具体的措置】		
○ 全国的規模・視点で行われることが必要な政策、競争条件の整備等に国の役割を重点化【逐次実施】 産業政策の一環として、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、全国レベルの高度な技術を有する中小企業への技術開発支援、地域間の自由な競争を促進するため、中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行われることが必要な政策、中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等に国の役割を重点化していく。	国は、産業政策の一環として、「全国的規模・視点から求められる経済的課題の克服」や「全国一律に最低限必要な政策の実現」にその役割を重点化することとしており、中小企業基本法においても、「国は、施策を総合的に策定して実施する責務を有し」、「地方は、区域の諸条件に応じた施策を策定して実施する責務を有する」と国と地方の役割分担を明確化している。平成18年度においても国の役割を重点化していく措置を講じる。 創業・経営革新・新事業支援 中小企業等が行う実用化研究開発や事業化に向けた知的財産取得、販路開拓等への助成、コンサルティング等を一体的に行う「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業」を平成16年度より実施。また、18年度より新たに、我が国製造業の競争力を支えるモノ作り基盤技術の高度化等に向けて、中小企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現する研究開発を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」を実施する。 中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行う施策 平成15年度予算より、中小企業と企業等OB人材のマッチングや中小企業の後継者探し、事業売却の支援を全国規模で展開するため、ニーズを持つ中小企業とOB人材、後継者人材、M&A取得企業等に関する情報を集積・提供するデータベース等を構築しネット上で公開・運営等を実施している(平成18年度も実施)。また、平成15年12月より、全国統一の電話番号による、どこからかけても最寄の中小企業・ベンチャー総合支援センターにつながる『なんでも相談ホットライン』を開設。 中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等 昨今のサービス経済化の状況に対応して、サービス業等に係る下請中小企業を対象業種として追加するなど、下請振興対策の拡充強化を図るため、下請中小企業振興法を改正し(平成15年11月1日より施行)、現在、同法の運用を行っているところ。(経済産業省)	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業 40.3億円 戦略的基盤技術力高度化支援事業 64.0億円
○ 地方公共団体に対する中小企業関係補助事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】 中小企業に関する国と地方の役割分担を精査して、国の役割を重点化し、中小企業に係る国の補助金を全国的規模・視点への集中を図るなどにより、地方公共団体に対する補助金の廃止・縮減、一般財源化を図る。	○ 平成18年度予算においては、三位一体の改革の議論も踏まえて国と地方の役割分担について精査を行い、中小企業庁計上予算における地方公共団体向け補助金は全て廃止した。 「中小企業庁計上予算における地方公共団体向け補助金」 平成15年度 382.6億円 → 平成16年度 296.2億円 → 平成17年度 216.9億円 → 平成18年度 0億円	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
	○ 伝統的工芸品産業支援補助金については、国と地方の役割を明確化すべきとの認識のもと、地方団体代表者との連絡協議会等で十分な意見交換を行っているところ。具体的には、平成16年度においては、7月・11月、平成17年度においては、5月・11月と伝統的工芸品産業振興連絡協議会の総会等で意見交換を行った（平成18年は5月18日予定）。平成17年3月及び平成18年4月に「地方公共団体（都道府県・政令市）伝産担当者会議」を行った。（経済産業省）	
○ 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知【措置済み】 平成12年1月に小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の都道府県に対する債権の取扱いの明確化のための措置が講じられたところであり、平成14年5月の全国担当者会議においても周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。	平成14、15年度においては、全国担当者会議で周知徹底を図っており、平成16、17年度においても、全国担当者会議及び全国団体主催の債権管理研修会において周知徹底に努めた。（経済産業省）	
○ 高度化融資に係る不良債権処理基準の整備等役割分担の明確化とその周知【措置済み】 平成13年12月に高度化融資に係る不良債権処理基準について、中小企業総合事業団の債権管理規程の整備による明確化が図られたところであり、平成14年7月に都道府県に対し周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。	中小企業総合事業団の債権管理規程を整備し、平成14年7月に都道府県に対し周知徹底を図った。 中小企業総合事業団として都道府県の債権管理担当職員の確実な債権管理を支援するため、債権管理に関する研究会を9回（14年度：4回、15年度：4回、16年度：1回）開催した。 平成16年7月の独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）の発足に際し、債権管理規程を盛り込んだ貸付準則を制定した。その際、都道府県の不良債権処理の促進に資するため、都道府県が議会の議決により債権放棄を行った場合（民事再生法の再生計画の成立、㈱産業再生機構による債権買取りなどへの対応）に、当該債権に係る都道府県の中小機構に対する償還を免除できることとした。また、当該貸付準則について、平成16年8月に説明会を行い、都道府県に周知した。 中小機構発足後も、都道府県の債権管理担当職員の確実な債権管理を支援するため、債権管理に関する研究会を7回（16年度2回、17年度5回）開催するとともに、17年度においては上記研究会とは別に一部の府県と協力し新たな回収手法の検討会を4回実施した。また、法律的な問題や効果的な回収方法についての相談を都道府県から随時受け付け、債権回収の専門家（弁護士、サービサー）によるアドバイスをを行っている。 なお、中小機構発足後において既に以下のように不良債権処理を進めている。償却40先（約56億円）及び償還免除8先（約39億円）（経済産業省）	
○ 小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等に対する、国と地方の適切な分担を踏まえた必要な措置【平成14年度中に検討に着手】 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において、中小企業総合事業団の信用保険事業のうち機械類信用保険については必要な措置を講じた上で廃止することとされたが、小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等について、国と地方が適切に分担する観点を踏まえ、必要な措置を講ずる。	平成15年度からの機械類信用保険の廃止（新規受付停止）により、貸与機関に生じ得る貸し倒れ負担に対処するため、平成15～17年度において、都道府県を通じて貸与機関に対し所要額を助成する補助金を措置した。平成18年度は、三位一体改革により国からの補助金は廃止となった。（経済産業省）	
○ 高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討【平成14年度中に検討に着手】 高圧ガス等の保安行政については、都道府県から政令指定都市への権限移譲の要望がなされているが、地方公共団体における事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等も踏まえ、検討を行う。	高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲については、本件の要望元である指定都市事務局と、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況等について、平成14年度以降毎年度意見交換を行っている（平成17年度は平成17年11月に意見交換を行った）。今後、行政事務の広域性・効率性、行政需要の分布、事業者負担等にかんがみ、事務処理の特例条例による権限移譲の実施状況を踏まえた上で、引き続き検討することとしている。（経済産業省）	

治安その他

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
【警察制度についての具体的措置】		
○ 政令定数制度等の在り方の検討【随時検討】 国庫補助負担金、地方交付税制度、税源配分の在り方の検討に際して、必要に応じ、警察官政令定数制度の在り方、国費地方費の支弁区分の在り方、警察費補助金の在り方について、検討する。	国民生活に直結する各都道府県警察の地方警察官定員の在り方について、定員管理に関する施策に反映させるため、平成15年7月、部外の有識者による「警察官定員に関する研究会」を開催し、「警察官政令定数制度については、都道府県の財政事情により警察力に格差が生じることは好ましくないことから、政令できちんと手当てすることが必要」である旨の意見を得ているところである。 また、警察費補助金制度については、国の治安責任の観点から必要なものであるが、毎年度、補助事業の個別内容の見直し、検討を行っているところであり、平成18年度予算においても当該補助金の総額は平成17年度予算に対して減額となっているところである。(警察庁)	都道府県警察費補助金 299億円 都道府県警察施設整備費補助金 193億円 千葉県警察成田国際空港警備隊費補助金 106億円
○ 警察内部組織の基準の弾力化【平成14年度中を目途に政令改正】 各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、都道府県警察の内部組織の基準について規定する警察法施行令付録を改正する。	警察法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第31号)により、都道府県警察の内部組織の基準を弾力化した。(警察庁)	
○ 新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討【平成14年度中に検討に着手】 国際化やIT化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点も踏まえ、検討を行う。	第159回通常国会において、 ○ 地方自治の観点及び能率的な警察運営の観点の両面に配慮して構築された現行都道府県警察制度の長所を生かしつつ、 ・ 爆発物に係る事案等重大テロ事案に係る警察運営 ・ 国外における日本人被害のテロ事案等に対処するための警察の態勢 ・ 外国の警察行政機関等との連絡 ・ IT技術を用いた捜査支援 について国の治安責任の明確化及び国と地方の警察機関の役割分担の観点から、国家公安委員会及び警察庁の役割を強化する。 ○ 国境・都道府県境を越える新たな治安事象に対する効率的な警察運営を図るため、警察庁に組織犯罪対策部・外事情報部を設置する などの警察法の一部を改正する法律案が可決成立し、平成16年4月1日に施行された。(警察庁)	
○ 交通安全対策特別交付金制度の在り方の検討【随時検討】 交通安全対策特別交付金制度については、引き続き、今後の在り方について検討を行うこととする。	第159回通常国会において、交通安全対策特別交付金に係る国の報告徴収及び返還の規定の廃止 都道府県公安委員会が一定の放置違法駐車車両の使用者に対し違反金を都道府県に納付することを命ずる制度の導入 を含む道路交通法の一部を改正する法律案を提出し、可決成立した。 については、公布の日(平成16年6月9日)から施行され、については、平成18年6月1日から施行される。(警察庁、総務省)	交通安全対策特別交付金 835億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
【消防制度についての具体的措置】		
○ 常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】 常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第10条)及び救急実施義務市町村を政令で指定する制度(消防法第35条の5)については、制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、法改正等所要の措置を講ずる。	常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度については、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」(平成15年6月法律第84号)において廃止した。(消防庁)	
○ 消防力の基準の見直し【平成16年度を目途に見直し】 消防力の基準については、市町村の消防力整備に係る指針としての性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、見直しを行う。	消防力の基準については、市町村が様々な選択を行えるような内容・形態として消防需要の高度化・専門化に的確に対処するため、「消防力の整備指針に関する調査検討会」及び同幹事会における所要の見直しの検討を行い、平成16年12月に消防審議会の答申を受け、平成17年3月に同検討会の報告書を取りまとめた。 当該報告書等を踏まえて、「消防力の基準の一部を改正する件」(平成17年消防庁告示第9号)の告示により、消防力の基準の名称を「消防力の整備指針」に改め、市町村の消防力の整備目標としての性格を明確にするとともに、救急需要の増加や警防・予防業務の高度化等に対応し、住民のニーズに応じた効率的・効果的な消防力の整備指針へと見直しを行った。(消防庁)	
○ 地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】 本年6月の「e-Japan重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。	通信ネットワークのデジタル化・高機能化、防災情報の共有化を進め、地域公共ネットワークを活用した災害映像配信システムの導入を図った。 また、消防組織法の改正(「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」(平成15年6月法律第84号))に伴い、総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本計画を策定した(平成16年2月)。さらに、消防本部が緊急消防援助隊の部隊配置を把握するための端末を備えた消防自動車を整備する場合には、緊急消防援助隊車両の整備に係る補助基準額に一定額を加算する措置を平成17年度から実施している。(消防庁)	緊急消防援助隊設備整備 費補助金 50億円
○ 消防の広域再編の推進【逐次実施】 市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、消防の広域再編を図るとともに、共同処理方式を活用した広域化を推進する。	消防本部の広域再編(広域化)については、消防広域再編アドバイザーの派遣を行うなど、必要な助言・指導を行っている。特に、市町村合併に伴う消防本部の広域再編の進め方については、消防庁長官通知を発出(平成15年10月30日)している。 また、平成17年10月以降「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」において、今後の消防本部のあるべき姿について検討を行い、当該検討会の中間報告(平成18年1月17日)を踏まえて、また、消防審議会の答申(平成18年2月1日)を受けて、広域化を推進するための消防組織法の改正法案を平成18年通常国会に提出している。(消防庁)	

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等【平成14年度中に消防審議会で検討、逐次実施】 消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。 具体的には、小規模市町村における消防事務の実施体制を強化するため、市町村の自主的選択を前提としつつ、近隣市町村への事務委託の活用、同一都道府県内の政令指定都市、中核市等に対する事務委託の活用方策を検討する。さらに例外的な対応方策として、都道府県が特例的に事務の一部を処理する仕組みや、人口規模や地理的・地形的要因によっては、市町村による共同処理としての基本原則を維持しつつ、都道府県が参画する広域連合の設置等も検討する。	消防審議会答申（平成14年12月24日）も踏まえ、消防・救急の各種業務について、地方公共団体の導入意向（委託・受託双方）を把握・確認しながら、より実地に即して具体的な仕組みの検討を進めている。 具体例としては、同答申を踏まえた「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」（平成15年6月法律第84号）により、都道府県による市町村に対する航空機を用いた消火・救急等の支援を実施できることとした。 また、消防救急無線の広域化・共同化及び現在いくつかの消防本部で行われている消防指令業務の広域化について、情報通信システムに係る技術面・費用面での課題や警防活動における課題等を抽出するとともに、広域化の方法等の対応方策の検討を行った。その結果を踏まえて、消防本部の広域化との整合性を確保しつつ、消防救急無線の広域化・共同化及び指令業務の広域化について、都道府県による整備計画の作成等を通知し（平成17年7月15日付け消防庁次長通知）、全国的な消防救急無線の共同化・広域化及び指令業務の広域化を推進している。 さらに、消防本部の広域化（広域再編）においても、近隣市町村や政令指定都市・中核市等への消防事務の委託も有効な広域化の手段の一つとして、その推進に努めている。（消防庁）	
○ 緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】 市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援（緊急消防援助隊等）に対する国の役割分担（関与、財政負担等）について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。 具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について検討し、法改正等所要の措置を講ずる。	消防審議会答申（平成14年12月24日）も踏まえ、緊急消防援助隊を法律に位置づけるとともに、大規模・特殊災害時における国の出動指示権を創設、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）の策定、指示出動に伴い増加し又は新たに必要となる経費に対する国庫負担金、基本計画に基づく施設整備に対する義務的国庫補助金、消防用国有財産・物品の無償使用等について定める「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」（平成15年6月法律第84号）が可決・成立した。 あわせて、「緊急消防援助隊に関する政令」（平成15年政令第379号）を制定し、消防庁長官による出動の指示の対象となる特殊災害の原因並びに国庫負担金及び国庫補助金の対象経費等について定めるとともに、基本計画を策定（平成16年2月）し、5箇年間の部隊整備目標、施設の整備規模、教育訓練の充実等について定めた。これを受けて、基本計画に沿って法律に基づく登録の事務を進め、改正法施行時の平成16年4月には全国812消防本部から10部隊、2,821隊が登録、隊員数約35,000人の法律に基づく緊急消防援助隊が発足した。 法制化以降の出動は、平成16年に新潟、福井、豊岡豪雨災害、新潟県中越地震と4件、平成17年は福岡県西方沖地震、尼崎市列車事故に出動、全国24都府県から957隊、4,059人が出動し、2,865人を救出、全国的な広域応援体制の確立により大きな成果を挙げた。 また、平成16年度は基本計画に基づく全国図上訓練、平成17年度は47都道府県から約300隊、約2,000人が参加し、東海地震を想定した第3回全国合同訓練を静岡県において実施した。 平成17年4月には全国779消防本部から2,963隊が登録、基本計画の登録目標（3,000隊規模）をほぼ2年で達成したが、法制化後に公表された東海地震活動計画や首都直下地震等の被害想定及び出動実績を踏まえ、基本計画を変更（平成18年2月）、登録目標を4,000隊規模に拡大し、消火、救助、救急部隊等を増強することとした。（消防庁）	緊急消防援助隊設備整備費補助金 50億円 緊急消防援助隊活動費負担金 0.26億円

事務・事業のあり方に関する意見	実施状況	関連する主な国庫補助負担金 (名称・平成18年度予算額)
○ 市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】 大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。	消防審議会答申（平成14年12月24日）を踏まえた「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律」（平成15年6月法律第84号）により、消防庁長官の主体的な火災原因調査及び都道府県による市町村に対する航空機を用いた消火・救急等の支援を実施できることとした。消防庁長官の主体的な火災原因調査については、消防庁及び独立行政法人消防研究所の職員から成る火災種別に応じた調査チームによる実施体制を整備し、調査の実施を推進しており、航空機を用いた消火・救急等の支援については、必要な実施体制の整備等を促進している。（消防庁）	
○ 社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成14年度中に検討、逐次実施】 常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、他組織との連携、教育訓練の見直し、被用者の消防活動の促進方策等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	平成17年度予算においては、消防団の資機材・施設の充実強化を図るための国庫補助、消防団の参加促進及び活動環境の整備を図るための全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰などの事業の充実等を推進している。 また、全消防団員の7割を占める被雇用者消防団員の活動環境を整備するとともに、事業所と連携を深める具体的な連携体制を構築するため、「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を開催して必要な検討を行い、平成17年度内に報告書を取りまとめる予定である。 平成18年度予算においては、地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、消防団に対する国庫補助を廃止し、税源移譲するとともに、消防団の参加促進及び活動環境の整備を図るため、全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰などの事業の充実、消防団と自主防災組織相互の関係について、「連携」に主眼をおきつつ、消防団員を地域防災の中心的・牽引役的な役割を果たす地域防災コーディネーターとして育成することの検討等を実施することとしている。（消防庁）	
○ 救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与など）に係る国における制度の検討【平成14年度中に検討し、所要の措置】 救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与など）については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、本年末を目途にとりまとめ、所要の措置を講ずる。	「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書（平成14年12月、平成15年12月）を踏まえ、救急救命士の処置範囲の拡大について、平成15年4月から医師の具体的指示なし除細動（医師の包括指示下での除細動）、平成16年7月から医師の具体的指示下での気管挿管、平成18年4月から医師の具体的指示下での薬剤投与（アドレナリン（心拍再開に資する強心剤）の使用）を実施することとした。（消防庁）	
【その他の分野についての具体的措置】		
○ 地方自治法上の法定局部数の廃止【次期地方自治法改正の際に併せて実施】 都道府県の局部・分課に関する規制については、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、局部数の法定制度を廃止する。	平成15年9月、地方自治法の改正により、都道府県の局部について設けられている法定局部数の制限及びこれに伴う事前届出制を廃止した。（総務省）	
○ C A T V 許可権限の在り方の検討【逐次検討】 C A T V の許可権限については、地域の実情を把握している都道府県に移譲すべきとの意見がある一方で、放送政策全体との整合性、高度・専門的な技術知識の必要性、広域的事業展開の進展等の要素も考慮すれば引き続き国が行うべきとの考え方や、規制緩和の観点からの検討が必要との考え方があることを踏まえ、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行う。	C A T V の許可権限については、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行い、許可等に係る標準処理期間の短縮について訓令を改正するとともに、許可に際しての都道府県知事の意見の一層の尊重について通達を発出し、併せて地方公共団体に対する周知を図った。さらに、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る観点や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る観点から、各総合通信局長、放送部長及び放送・有線放送担当課長等に対し、会議等の場を活用して、直接訓令及び通達の内容を繰り返し徹底した。（総務省）	

(平成18年5月10日現在)